

第19日目（9月20日）

○議 長（清塚武敏君） おはようございます。傍聴の皆様、早朝よりありがとうございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

また、新潟日报社より写真撮影、録音の願いが出ていますので、これを許可します。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は、お手元に配付した議事日程（第10号）のとおりといたします。

○議 長 日程第1、陳情第4号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。総務文教委員長・鈴木一君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○鈴木総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会に付託された案件についての審査報告をいたします。

令和6年9月2日に付託された事案であります。会議規則第110条並びに第143条第1項の規定により報告いたします。陳情第4号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情であります。

審査の状況であります。期日は令和6年9月6日金曜日、委員の出席は7名全員であります。議長からも出席をいただきました。陳情者の資料をもとに意見を伺い、その後、討論を行いました。起立による採決を行いまして、全員起立。よって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情第4号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情に対する委員長の報告は、採択であります。本陳情は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員。よって、陳情第4号は採択することに決定しました。

○議長 日程第2、第80号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、及び日程第3、第82号議案 令和5年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、以上2件を一括議題といたします。2件について産業建設委員長・永井拓三君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○永井産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会の審査報告をいたします。

産業建設委員会は、令和6年9月5日木曜日に行いました。委員の出席状況は、全員出席で7名でございました。議長からも出席をいただきました。執行部からは上下水道部長、及び下水道課長、水道課長の出席を求めて審査を行いました。第80号議案に関しましては、討論があり、その後、採決したところ、賛成が4、反対2ということで、可決及び認定するものとなりました。

第82号議案に関しても、同じく討論があり、賛成が4、反対が2ということで、可決及び認定するものとなりました。

以上でございます。

○議長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 第80号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 おはようございます。それでは、第80号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、日本共産党議員団を代表して、反対の立場で討論に参加します。

これまでも水道料金の引下げを求めてきましたが、根本的な解決にはなっていません。水道事業は昨年9月から口径別料金体系に移行しましたが、これはこれまで長年要求してきたことであり、口径別料金体系への移行は評価しますが、基本料金が高過ぎて料金体系の移行を実感することができません。基本料金をさらに下げ、10立方メートル以下の使用者が引下げを実感できるような料金体系にすべきです。また、この料金改定に併せて福祉減免制度を廃止したことは許せません。制度の復活も求めるものです。

県下一高い水道料金の引下げは多くの市民の切実な願いです。新型コロナウイルスに苦し

められてきた地域経済も、感染症法の扱いが5類に移行して1年以上が経過し、経済活動は徐々に回復していますが、まだ完全に回復したとは言えず厳しい状況が続いています。また、感染拡大もなかなか収まりません。さらに、引き続き物価高騰は市民の生活を直撃しています。今回の決算では純利益を1億5,002万円確保していますが、高料金対策の繰入れが大きく影響し、対象にならない年度では苦しい経営になる状態が続いています。こうした下では水道料金引下げの方向性は全くありません。

南魚沼市の水道料金が高い根本原因が、畔地浄水場を中心とする過大投資にあったことは明らかです。今後の方向性として地域別水源方式に向けた準備が進んでいますが、これが市内全域で実施可能かも不明ですが、仮に全域で実施できたとしてもその後の料金引下げは盛り込まれていません。早急に方向性を定め、料金引下げに向けた明確な方向性を示していくべきだと考えます。

以上の点から、令和5年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について反対いたします。

**○議 長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番・目黒哲也君。

**○目黒哲也君** 第80号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定に対しまして、南魚みらいクラブを代表して、賛成の立場で討論をいたします。

水道は私たちの生活に欠かせません。蛇口をひねるだけでいつでもきれいな水が勢いよく出てくる、このような当たり前である水道が、昨年6月水質異常の疑いから運転停止に。畔地浄水場の運転開始以来30年間で初めての事態でございました。水道の当たり前を維持するために多くの水道施設が整備され、日夜、職員が管理しているからこそ、水道が守られているのだということを改めて確認することができました。そして、これらの水道施設は市民が毎月支払う水道料金によって支え守られているわけでございます。

今、全国で水道料金の値上げが相次いでおります。県内自治体においても、新潟市は来年1月に24年ぶりに水道料金を平均29%値上げすると報道されております。十日町市は本年6月に平均39%、柏崎市は本年7月に平均27.47%、加茂市は昨年10月に15%と水道料金の値上げに踏み切っております。

水道事業を運営する原資は水道料金収入でございます。現在日本は深刻な少子高齢化社会となっており、本市でも人口減少に歯止めがかからない状況となっております。人口が減るということは水道を使う人や使う量が減るということで、水道の使用量が減れば水道事業の原資である水道料金収入も当然減ります。収入が減っているのであれば支出を抑えればいいのかと思う方もおりますでしょう。もちろん職員は経費削減に努めておりますが、それには限界がございます。

水道事業を運営するには、浄水場や配水場、水道管など様々な施設や設備が欠かせません。安全な水道水を確実に各家庭に届けるためには、これらの維持管理費用を削るわけにはいきません。加えて現在張り巡らされている水道管の老朽化の問題もあります。本市の水道管は

新しいほうではございますが、水道管の法定耐用年数は約 40 年であり、いずれ古くなった水道管を新しいものに替える必要もあり、その費用の原資も水道料金収入でございます。人口減少により収入は減ったにもかかわらず、従来と同等、あるいはそれ以上の規模の支出が必要となり、重ねて昨今の諸経費の高騰が大きな影響を与えており、水道事業が深刻な課題に直面しております。

その中でも令和 5 年度は地域別水源方式に向けた取組を進め、水源ネットワークを構築し、口径別の新料金体系への移行により、長年の課題であった給水原価と供給単価の逆ざやが解消され、大きな経営改善を達成し、事業の最終損益は 1 億 5,002 万円の純利益を確保することができました。加えて、当市唯一の浄水場である畔地浄水場の運転停止という緊急事態においても、市内 5 か所にある非常用水源から水道を供給し、広域的な断水を防ぎ、そのときにできる迅速かつベストな対応で水道を守っていただきました。この経験や残った課題は今後には生かしていくものと考えます。

水道事業は独立採算制の地方公営企業として運営をされております。社会環境の変化に伴い、水道事業を取り巻く状況が厳しくなっても、私たちの生活に欠かすことのできない重要な水道の安心・安全な供給を維持し、次世代に引き継ぐためにも必要な原価を検討し、適正な料金を設定しなければなりません。安易に料金を安くし将来世代に大きな負担を残すわけにはいきません。

以上、将来にわたり水道サービスを安定的に継続できるように、経営基盤安定と財政マネジメント向上に取り組んでいる決算と評価し、賛成討論といたします。多くの皆様からご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 皆様おはようございます。第 80 号議案 令和 5 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど賛成討論者は、他の自治体は上がっているという話をされていましたがけれども、それでは数年前とか他の自治体が安かったときは、ではうちも安くしようという話をされていたのかという、他の自治体が上げているときだけそれを持ってくるのはどうかと思うし、原資は水道料金、使用料だけではないです。当然一般会計からの繰入れもあるので、もう少し全体像を話した上で討論されたほうがよろしいのかというふうに思いました。

まず水道事業者の方、やはり産業建設委員会の質疑で見えたのは、南魚沼市職員服務規程第 3 条「職員は、勤務の公共性を認識し、市民全体の奉仕者として公共の利益のため、民主的かつ能率的に職務の遂行に専念しなければならない。」この第 3 条をよく読んでください。この 3 条について研修とかあるのかと、私はいつもここはすごい根幹なので、ここが令和 5 年度はうまくできていなかった、私はできていなかったと思う。

なぜかという、例えば福祉減免制度が廃止されました。私はどれぐらいの苦情とか問合せが来たのですかと聞いたら、予想以上は来なかったという答弁が来るのだけれども、何件

か言ってくれないのです。何件なのと聞いたら、100件ぐらいは来なくて、五、六十件来た。五、六十件は僕なんかすごい多いと思うのです。五、六十件来たというのは、もう少し最初に言ってほしいし、そういった人たちの声というのが、まさしく市民全体の奉仕者とか公共の利益につながって、そういう人たちの声に寄り添うということですよ。何で五、六十件の電話が来るのか、広報は十分だったのか。私たちはこの議会で、しっかり通知してください、しっかり言ってくださいという話はしていたのだけれども、なぜこれほどの電話がやってくるのかというのは、広報は十分だったのかというふうに思いました。

もう一つ、福祉減免制度を廃止されたけれども、特定の事業者の1立方当たり110円まで値下げされる特別料金制度は維持されました。これがどういうふうに公共性があるのか。市民全体の公共の利益になっているのかという質問にうまく答えられていなかった。地域性があるという話はされたけれども、例えば特定の事業者が物すごい経済に全体的に還元していて、例えばその企業が誘致されてきて雇用を生む、地域全体が活性化されていく。そういうのがあるなら分かるのですけれども、そういうのが私にはあるようには思えなかった。水道事業者の職員さんたちは確かに水道使用料を取って、水道を供給するという仕事もありますけれども、その前にこの職員服務規程の3条があるということをしつかり認識した上で仕事をしていただきたいと思えます。

そしてもう一つ、水道法施行規則というのがあります。第17条、水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。取水場、貯水池、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。前号の施設には、かぎをかけ、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずることとあるのですけれども、今回ウグイのへい死により、水質の問題の疑惑があって、水道の供給が一時止まった件ですが、その水質を見る検査室には鍵がかかっていなかったし、その建物には鍵がかかっていなかったし、確かに立入禁止という看板はあったけれども、飲料水を売る方とか業者の人たちは自由に出入りできているような状況にあったと私は思います。

今は鍵がかかっているのですけれども、私からするとこの水道法にはちょっと違反だったと思っているし、質疑を聞いた中でも最善の努力はされたということなのですけれども、違反状態だったと認識しているのか、守られているかというのは、はっきりした答えがなかったので、賛成討論者がおっしゃいましたけれども、水道を安定的に守るために職員は全力を尽くしていたみたいなのを言ったかと思うのですけれども、私はそうではなかったと思えます。

最後ですけれども、審議委員会です。令和5年度、審議委員会は新しいメンバーで始まりました。そこに新しい識見者が入りましたけれども、その識見者の声って物すごい大事だと思っていて、賛成討論者は職員が経費削減に努力されていると言っていましたけれども、この経費削減をするにはやはり識見者の声は大事だと思うのです。識見者が見て、工事はどれぐらい必要なのか、どれぐらいでできるのかとか、全体を見た声が——行政、議会以外から

の声というのは大事だと思うのですけれども、質疑では残念ながらこの新しい識見者からの専門的な知見、プラスになるようなことは特になかったということだったので、ならばもう少し、例えば市外から1人、2人専門家みたいな方を呼んで、オンラインでつくった審議委員会とかでやったほうがよかったのではないかという質疑をしたら、部長の答弁が、あまりにもかけ離れたというか、そういう人が来られても逆に困るというふうな答弁だったのです。

そういった趣旨だったと思うのですけれども、そういうのではなくて、新しい人をできるだけ受け入れる。いろいろなところから新しい考えを受け入れるということが今こそ大事だと思うのです。もう水道料金がこれだけ高い、水道料金が低いというだけで市外へ移る人もいるぐらい。公共性、公益の利益を追及するなら、できる限り新しい意見を取り入れて、経費削減、新しい方法はないのか、どうやったら料金は下がるのかというのを、本当に頑張っているのだという姿勢を見せることが大事だったのに、それができていなかったという意味で、私は決算には不認定の立場で討論に参加させていただきました。

**○議長** 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番・梅沢道男君。

**○梅沢道男君** それでは議長から発言を許されましたので、第80号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、市民クラブを代表いたしまして、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

水道事業につきましては、令和5年度はこれまで大きな課題となってきました水道料金の用途別から口径別の料金体系への移行も実現し、新たなステップへと踏み出した1年であったと思います。この新たな料金体系の見直しにより、これまでの市民の不公平感が大きく改善されるとともに、これまでの経費削減の努力と相まって、供給単価と給水原価の逆ざやについても大幅な改善が見られる結果となりました。

しかし、市民に安全な水を安定して届けるためには、施設の適切な管理維持や、更新も重要であり、管路の経年劣化率は6.52%と、あまりまだ進んでいませんけれども、有形固定資産減価償却率は61.64%となっていて、将来を見据えた計画的な施設や管路の更新が必要となっています。加えて、昨年6月のウグイのへい死に象徴されるように、市民の重要なライフラインでもあり水道事業の使命である安全な水を、安心して市民に供給するためにも、現在進めている地域別水源方式の整備は重要であり、これに向けた投資は今後も必要となってきます。

さらに給水人口の減少等による料金収入への影響や、現在の物価上昇の影響による給水原価の上昇圧力もある中、水道事業の安定経営には、これまで以上に経費削減等も含めた経営努力が必要になると思われませんが、これらに向けては既に改定経営戦略の作成にも着手をしており、厳しい中にも先を見据えた計画的な運営への努力が進められているものと評価できます。

これらのことから、令和5年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算については賛成すべきものと考えます。多くの皆さんのご賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 おはようございます。それでは、第 80 号議案 令和 5 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

私はこういうふう思ったことがありました。例えばアパートに引っ越してきて、引っ越しの準備をしてきたときとかにほんの少ししか使っていないのに、水道料金を満額取られたりとか、半額だったとか、そういうのでこれは変な制度だというのも、私は今回、これは解消された点はあると思います。例えば 15 日以降であれば安くなっていた点もありますけれども、本当に安くなったという点も私はあると思います。その難儀を令和 5 年にしたということで、私は料金体系というのは公平になってきたと——公平というか利用者にとってよかった点もあるのではないのかという思いがあります。

それと、水の問題がありました。ウグイへい死事件がありました。その中で本当に職員は、何でこういうふうになったのだろうと、危機意識をまた新たに持ってくれたと思います。そこでくさらずにしっかりと次から、これからどういうふうにしていこうか考えた中で、令和 5 年度はいろいろな勉強をされたと思いますし、いろいろな研究もされたと思います。そういう予算の中、そういうふうな業務の執行であったと思います。

本当に討論を聞いていて心が落ちるといえるか、そういうふうにする点があるかもしれませんが、私は大勢の議員、そして市民は胸を張って頑張っていると思っております。これからも市の水道が少しでも安くなるように努力しながら、これからも頑張って仕事をしていただきたいと思います。そういう観点で賛成といたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 未来創政会を代表いたしまして、令和 5 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

令和 5 年度は南魚沼市の水道に関するトラブルが発生した年度であります。このトラブルをもって、改めてこの水道事業の在り方について議論をすることが多い年度でありました。この点に関しましてはその後の調査で、改善点などこれまでの事業にアップデートすることで、事故再発防止につなげるということが確認できました。最終的な損益に関しましては、約 1 億 5,000 万円の黒字となった点は、事業会計としては合格点であると映ります。

その黒字をもって、借入金の返済を順調に進めているというキャッシュフローに関しても、財務的にはよい傾向にあると考えております。中長期的な見通しとして、内部留保は減少傾

向にありますけれども、企業債の償還金額が減少するという事でキャッシュフローはよくなるので、回復傾向につながっていると考えられます。これらの経営的な観点で見ると、今後の水道事業を深井戸に移行しながら、災害時にも強い水源の確保を目指して、将来的な水道料金の値下げにつながるような事業展開を期待したいと思っております。

私はこの水道事業に関しまして、今までどうしても忘れられない言葉があります。それは定年退職するある水道課長さんでありました。その課長さんは、最後に私に言いました。それは「やっとこれで旅行に行けるのです」と、そう言ったのです。「今まで何が分かるか分からないから現場を離れることができなかった。でも、これでやっと旅行に行けるのです、中沢さん」という言葉を私は頂きました。そうやって現場で、私たちの知らないところで、水道をひねると当たり前のように出る蛇口の水を、実はそうやって職員が支えているということ、私たち市民は知らなきゃいけない、そう思っております。私は感謝の意味を込めて、また今後のさらなる健闘を期待して、賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決及び認定です。

第 80 号議案 令和 5 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 80 号議案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議 長 第 82 号議案 令和 5 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第 82 号議案 令和 5 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、日本共産党議員団を代表して、反対の立場で討論に参加します。

南魚沼市の下水道事業が企業会計に移行して 5 年目の決算です。当市の下水道料金は県下一番ではありませんが、県内トップクラスです。水道料金と合わせ市民には重い負担になっています。今年度決算では昨年よりも増加した市の一般会計からの繰入れ 16 億円に加え、国や県からの補助金で 6,870 万円の利益を計上しています。繰入金の中には基準外繰入れも含まれており、厳しい決算内容と言わなければなりません。また、期末の資金残高も 2 億 2,531

万円と期首の1億5,134万円から増加したとはいえ、厳しい資金繰りが続いています。

また、農業集落排水の県流域下水道への接続が令和4年度内に完了しましたが、この施設の機械電気設備については、資産減耗費として前年までに処理しています。これは今後、減価償却を減らしていく上でも必要な措置ですが、建物本体などは除却ができず今後も遊休資産として残り、この遊休資産を抱えていかなければなりません。資本金が少ない中で多くの遊休資産を抱えていくことは、今後の経営の足かせになります。改善してきているとはいえ、実質的には債務超過に近い状態に変わりないのではないのでしょうか。これは水道会計が畔地浄水場への過大な投資によって、高料金から抜け出せない状況と同じではないのでしょうか。

そして水道事業では、昨年から不十分ながらも口径別の料金体系に移行し、基本料金に使用量に応じた料金を加算する料金体系になりました。使用量の少ない、経済的に大変な方を救済するためにも基本料金を安くし、使用量に応じた加算を行う料金体系の採用を求めるものです。

以上、下水道事業会計利益の処分及び決算認定への反対討論といたします。

**○議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番・梅沢道男君。

**○梅沢道男君** それでは発言を許されましたので、第82号議案 令和5年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定につきまして、市民クラブを代表して、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

令和5年度の下水道事業会計の決算を見ますと、年間総処理水量は588万3,000立方メートルとなっており、前年から26万9,000立方メートル減少し、年間有収水量は538万3,000立方で、こちらも10万9,000立方メートルの減少となっています。また、営業収益の10億567万円に対して、営業費用は26億7,381万円であり、営業損失は前年度から2億3,694万円減少したものの、16億6,814万円となっています。これは経費回収率も87.58%という現状で、一般会計からの繰入れがなくては成り立たない、そういう事業構造となっています。

しかし、これは当地域のような人口密度の低い地域における下水道事業の持つ構造的な問題でもあります。下水道事業の運営は市民の快適な暮らしの実現と、環境や水質の保全等を考えながら、さらには住民負担と行政負担のバランスを保つ中での運営が必要となります。このような状況の中、農業集落排水の県流域下水道への接続が完了することで、令和5年度の経常収支比率は前年度に比べプラス0.91%と改善し、102.39%となりました。また、平成29年度に着手をしました寺裏雨水幹線の管渠敷設工事も完了いたしまして、不明水対策としてのマンホール蓋の更新工事等を継続する中で、有収率も前年度比2.2%上昇し、令和5年度は91.5%と大きく改善することができました。

これらの努力によりまして、大和クリーンセンターの流域下水道への接続協議も整い、令和13年度の統合に向けた事業計画更新手続へと駒を進めています。この大和クリーンセンターについては老朽化も進み、耐用年数を超える設備の増加等もあることから、流域下水道への統合による設備の更新費用等の負担軽減など、効率的な事業運営が期待されています。

このように厳しい事業運営の中ではありますが、施設の広域化を積極的に図りながら、維持管理費用の削減や、一般会計からの繰入金水準の協議、市民の使用料負担の在り方等について、不断の検討や努力を重ねています。今後もこれまでのような事業運営を継続することで、より効率的な事業運営を実現し、市民のライフラインの一つでもある下水道事業の継続に期待し、賛成討論といたします。多くの皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 では、第 82 号議案 令和 5 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対、不認定の立場で討論に参加させていただきます。この場は私たちは市民の代弁者なので、職員の代弁者ではない。なので、職員の感動的なヒューマンストーリーというのは幾らでもあると思うのですけれども、それは私はすごい感動しますし……（何事か叫ぶ者あり）

○議 長 静粛に。

○黒岩揺光君 市民の代弁者として、この予算執行が市民にどう効果があったかというのを検証する場であるので……（「反対討論、進めてください。議事進行」と叫ぶ者あり）

○議 長 やじに反応しないでください……（「注意してください」の声あり）私がしますので……（「してください」の声あり）指や手を差さないでください……（「では、注意してください」の声あり）決算という中で討論を簡潔に……

○黒岩揺光君 注意してください。

○議 長 しました。

○黒岩揺光君 していません。

〔「議事進行」と叫ぶ者あり〕

○議 長 議事進行します。

○黒岩揺光君 今回も南魚沼市職員服務規程第 3 条、職員は、勤務の公共性を認識し、市民全体の奉仕者として公共の利益のために、職務の遂行に専念しなければならないというのが、私はなかなか見られなかったと思います。私は令和 5 年度の決算において下水道料金の話は避けて通れないと思うのです。もう既に市長は、このままだと下水道料金の大幅な値上げは避けられない状況と言っている。そして令和 5 年度は上下水道審議委員会で、下水道料金体系についての説明がなされている。

つまり、令和 5 年度でもう既に料金体系の変更をするかどうかというのは、令和 6 年度、令和 7 年度にするのはもう決まっているのですけれども、令和 5 年度にその準備が始まっていた。これはもう間違いないのですけれども、だって上下水道審議委員会で、うちの下水道の料金はこういう体制なのです。他の自治体と比べてこうなのですという説明までされているということは、料金体系を変更する準備が始まった年だと私は認識しておりまして、この年度に料金体系を上げないために全力を尽くすべきだった年であると、私は思います。

基金が過去最高にたまっていることは、当然上下水道部は知っている。にもかかわらず、

令和5年度、繰入金を市長部局のほうにもう少し上げてくれないかという要望はされましたかということに関しては、していません。理由としては、それは市長部局がやることだし、私たちは下水道という事業体であり、料金を取って下水道のサービスをする、それが私たちの仕事であるという認識である。これは3年間ずっと堂々巡りが続いているのですけれども、私はやはりそうではなくて、福祉減免制度の廃止で五、六十件の電話が来ているということ。その人たちの声に耳を傾けるならば、もう少し何としても料金を下げる、いや、上げないのだというふうに令和5年度はやっていただきたかった。

審議委員会の議事録が公開されていないのです。水道の料金の改定作業のときは、議事録は全部公開していたのですけれども、令和5年度は2回の審議委員会の議事録は公開しませんでした。その理由としては、料金体系の大きなことをするときには公開するけれども、そうでないときはしないというのは、これまでのやり方を踏襲したという話なのですけれども、もう今生活が本当に物価高騰で困っている人が多いので、これまでの慣習とかではなくて、今市民の声がどうであって、それに私たちは何ができると考えたときには公開をして、料金体系の何かの議論が始まっているということはやはり市民に伝えるべきだと思います。それに対して市民の声が上がる、下水道に関心上がる、市政に関心を持てる、そういう令和5年度は大きなチャンスだったにもかかわらず、それがなされなかったということです。

あともう一つは、毎回言っていますけれども、下水道も県内唯一たくさん使うと料金単価が下がります。その効果がどういうふうに公共の利益に結びついているかという話も質疑させてもらいましたけれども、他の自治体のような料金体系にすると、特定の事業者さんがもしかしたら撤退してしまうかもしれない。そうなのかもしれないけれども、当然、一般の生活者の料金を高く設定していることの悪影響だってあるわけで、そのてんびんはしっかり量ることが公共の利益のためにつながっていくと思います。その特定の事業者さんが撤退するかもしれない。確かにそれはあるかもしれないけれども、もう少し全体を見ていただいて、市民の公共の利益、全体の奉仕者としての姿勢というか、そういったものが見られたらよかったという思いで、反対の立場で討論に参加させていただきました。

**○議 長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番・勝又貞夫君。

**○勝又貞夫君** 議長より発言を許されましたので、令和5年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、歩む会を代表して賛成の立場で討論に参加します。

今賛成者、反対者の話をいろいろ聞いてみて、様々な視点があるものだと思います。聞いているうちに一つ思い出したのですが、能登半島で地震が起きたことはもう皆さん十二分にご存じのことですけれども、あのときに水道管、あるいは下水道管辺りがかなりダメージを受けたわけでありまして。様々な形でほとんど破断したはずであります。上水道がつながったときに、数か月後に上水道がつながったとニュースが流れたときに下水道管はどうなるのだろうと、地下深くの下水道管も破断というか、様々なところで断管というのでしょうか、管が大きなダメージを受けていたはずだと。その状態の中で上水道を使うと、どういう問題

が起きるのか、ふとそんなことを思った次第であります。

ニュースによれば、4メートル隆起したとか、3メートル隆起したとか、あるいはどの地域も西に2メートル水平移動したとか、どこの地域は80センチメートル下へ水平移動したとか、もう大地そのものが様々な方向に移動した。結果として下水管もかなりのダメージを受けたはずであります。そういうものは地下深くだし、上水道のようにすぐに工事ができるわけではない。そんなことを思ったときに、上水道、下水道のシステムが我々の生活にいかに大事であるかと思いました。

いつものように簡潔明瞭に討論を行います。この第82号議案は、下水道事業の歳入歳出の執行実績を表した決算について、その是非を問う議案であり、事業内容についてそのよしあしを語る場ではないものと認識しています。令和5年度の下水道事業の歳入歳出の執行結果についての総合的な検証は既に終わり、監査報告にもありましたように、予算執行やその効果、及び事務処理手続も含め客観的に判断した結果、適正であると認められています。そんなわけで反対する理由が見つかりません。下水道事業については経営状況やその使用料金など、様々な問題点があろうかと思いますが、財政的に苦しい現状の中で、最大限の努力をした結果の決算であることに間違いはないと思っています。

以上のことから、可能な限りの経営努力に努めた結果の決算であると判断するものであり、今後も市の下水道行政について、さらに改善を心がけていただくよう強く要望して、賛成の討論とします。多くの皆さんの賛同をいただきますよう、よろしく申し上げます。

以上です。

**○議 長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

**○議 長** 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決及び認定です。

第82号議案 令和5年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第82号議案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

**○議 長** 日程第4、第77号議案 令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第5、第78号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第6、第79号議案 令和5年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第7、第81号議案 令和5年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、以上4件を一括議題といたします。4件について、社会厚生委員長・目黒哲也君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長　それでは、社会厚生委員会に付託されました4件についての審査結果をご報告いたします。

期日は令和6年9月4日、委員の出席状況は7名全員で、議長からも出席をいただきました。審査の内容でございますが、それぞれ関係します執行部より部長、課長、説明員から出席をいただき、決算資料等の説明を受けた後、質疑を行い、審査を行いました。4件について簡潔に審査報告をいたしますが、少し時間がかかりますので、あらかじめご了承くださいませ。

まず、第77号議案　令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてでございます。世帯数及び被保険者証数の状況は、年度末現在で前年度から207世帯減の7,195世帯。被保険者証数は557人減の1万975人ございました。そのうち64歳以下が240人減、65歳以上の前期高齢者が317人減と、それぞれ大きく減少しており、団塊世代の75歳到達による後期高齢者への移行が多いこと、加えて被用者保険の適用が拡大されているため、市全体の人口減少率よりも高い率で被保険者数全体が減少している。

保険税の状況については、被保険者数の減少に伴い前年度から調定額で2,954万円の減。収納額も1,639万円減少している一方で、1世帯当たりや1人当たりの額ともに前年度から増加している。このことから被保険者個々の所得は減少していないことが分かる。

収納率は前年度比0.9%増の92.4%で、これは支払い方法の多様化や国民健康保険税を優先した収納対策に取り組んだ成果と考えている。

国民健康保険事業費納付金については、医療分、介護分はやや減少しているが、支援分は高齢者の増加に伴い増えている。全体としては3,374万円の減となっております。

医療費については、療養給付で2,846万9,000円の減となっているが、1人当たりの額は1万2,571円の増であり、医療費の支払いは前年度より減少したが、1人当たりの給付は伸びている。これは入院件数が増加したことが影響しているのではないかと捉えている。

特定健診受診率は前年度比0.7%増の49.3%で、コロナ禍前の受診率が50%を超えていたところを見ると、コロナ禍前に近づきつつあるということでもあります。

出産育児一時金の限度額は42万円から50万円に引き上げられました。支払準備基金については、当初予算では1億円の取崩しを予定しておりましたが、最終的には取り崩すことなく決算することができ、令和5年度の運用利子を加えた基金残高は1億6,112万5,000円であるとの説明があった後に、質疑応答になりました。

滞納繰越金について、外国人の滞納について、不納欠損額について、重複頻回受診者や重複多剤服用者への訪問指導について、傷病手当金について、特別交付金について、特定健診受託料について、マイナンバーカードの導入について、健康ポイント事業について等々の質疑がございました。その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、第78号議案　令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてござ

います。被保険者証数は、令和6年3月末現在 9,725 人で、前年度比 230 人増、全人口の 18.4%、前年度比 0.7%増である。保険料は改定年ではなかったため、令和4年度と同じ保険料率で、所得割率が 7.84%、均等割額が4万400円で、賦課徴収となりました。調定額は、前年度比 7.46%増の 3,436 万円の増加。収納額も前年度比 7.47%増の 3,418 万円増加。収納率は 99.4%で前年度と同率でありました。

現年度分1人当たりの額の対前年度比は、調定額、収納額共に 4.9%の増となっております。

保険給付については、入院の金額が大きく増加している。前年度と比べ1件当たりの金額は少し下がったが、件数が増えたことによるものと考えている。入院外、歯科の件数も増加しているが、これは被保険者数全体が増加したことによるほか、新型コロナウイルスに関連する受診控えなどがなくなってきたためと捉えている。保険給付費全体では、令和4年10月に自己負担割合の変更があり、2割負担が新設されたため、令和5年度と単純に比較することは難しいが、6,274 件の増、金額としては2億866万円の増となりました。

人間ドックの助成人数は201人で、前年度より15人の増となりました。高齢健診の実施人数は前年度比 295 人増、受診率は 2.8%増でありました。これは対象者が増えたためと健診が習慣化している人が後期高齢者になったためと捉えております。歯科健診については、前年度比 186 人増の、受診率は 6.5%の伸びでありました。

以上の説明があった後に、質疑応答になりました。保険料の過誤納金還付未済額について、医療費給付について、保険基盤安定繰入金について等々の質疑がございました。その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

続いて、第79号議案 令和5年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてでございます。保険料の不納欠損処分については27人の該当者があり、処分理由については生活困窮が一番の原因となっている。保険料滞納については、2年以上の滞納者は令和4年度の5人から2人に減少している。

施設整備状況については、看護小規模多機能型居宅介護で1件、居宅介護支援で1件が新規開設となっている。また、居宅介護支援で2か所の事業所で休止がありましたが、利用者に負担がかからないよう、ほかのサービスやほかの施設につなげるように指導をしている。

特別養護老人ホーム待機者の状況は、人数は少しずつ減少している。年間特養入所者数は県外者も含め約185人である。待機者は1年で70%以上が入れ替わっており、待機期間平均値は4か月から2年3か月間の間で推移しているが、ほとんどが1年前後となっている。去年に比べて、入所待機期間が短くなってきている。これは特別養護老人ホーム申込者が少しずつ減少してきているのではないかと考えているとの説明があった後に、質疑応答になりました。

介護サービス諸費の不用額について、介護人材不足の実態について、認知症グループホームの充足率について、訪問型サービスについて、食の自立支援事業について、在宅医療介護

連携推進事業費の不用額について、介護人材の処遇改善について、介護支援ボランティア制度業務委託料について等々の質疑がございました。その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきもの決定いたしました。

最後に、第 81 号議案 令和 5 年度南魚沼市病院事業会計決算認定でございます。初めに病院事業管理者より、病院事業の状況と取組の視点を概括的に説明がございました。病院事業は令和 4 年度に経営管理本部を設置し、市の医療の再編により、持続性のある地域医療の確保に向けて歩んできております。

令和 5 年度は病棟再編と城内診療所の附属診療所化、そして医師の働き方改革への対応、ゆきぐに大和病院の入院機能の一部を市民病院に集約、新健診施設の実施設設計などが主要課題であった。その中で令和 6 年度に向けた診療報酬の上位基準確保に向かう一方で、経費や材料費をできるだけ抑制し、得た利益を経営上許される範囲で医師やコメディカルへの人件費に投入し人材確保に努めた。その中でもキャッシュフローは、営業活動のキャッシュと投資活動のキャッシュを財務活動に振り分けても、若干ではありますが、資金の増加を果たすことができました。

県内の病院事業を見ると、県立病院は令和 7 年度に資金が枯渇し、新潟県厚生農業協同組合連合会も同じく資金が枯渇するという厳しい状況であります。市民病院では先んじて急性期やDPCによる高収益、また回復期リハビリテーションも最上位の基準を得るなどの構造変化に努めており、さらに令和 8 年度に向けて新健診施設の集約化による収益構造の変換と、再編の取組を積み重ねてきているとの説明に続き、経営管理部長より病院事業会計決算が説明され、質疑応答になりました。

一時借入金について、薬品費・診療材料費について、医師採用業務委託料について、人件費について、光熱水費について、出張医師宿泊代について、医療機器保守管理委託料、施設設備保守委託料について、ゆきぐに大和病院の診療所化について、市民病院増床計画について、外来待ち時間について、人間ドック・事業所健診・住民健診の実施者数について等々の質疑がございました。その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、付託されました 4 件についての審査報告とさせていただきます。

○議 長 4 件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 77 号議案 令和 5 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 議長より発言を許されましたので、日本共産党議員団を代表して、第77号議案 令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

令和5年度は賃金も年金も上がらない中、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した原材料価格の上昇に、円安の影響も重なって起きた物価高騰に、市民生活は圧迫され、長引く中、出口の見えない経済状況に誰もが疲れ果てた1年だったと言えるのではないのでしょうか。加えて、インボイス制度の実施はますます経済状況を悪化させたのは明らかです。

令和5年度国民健康保険決算資料によれば、令和2年度、令和3年度、令和4年度に引き続き、国民健康保険加入者は世帯数、被保険者数とも連続減少しています。制度発足当初は自営業、農家などの加入者が多かった国民健康保険も、65歳以上の年金生活者などの無職や非正規労働者など、低所得者が多くなっています。国民健康保険は国民皆保険の最後のとりでとして、他の医療保険に加入していない人は全て国民健康保険に加入することになっています。

しかし、国民健康保険税の負担額は協会けんぽ加入者と比べて1.5倍から2倍近くに上り、特に低所得者にとって耐え難い負担となっています。年金だけで暮らせず、自分の運転に不安を抱えながら仕事に通っている高齢者がたくさんおられます。もちろん社会保険に加入させてもらっている方はほとんどいません。そしてこうした方は、よくよく具合が悪くならなければ受診しません。命に関わる問題であり、病気の早期受診、早期発見による医療費抑制の観点からも大きな問題です。

未就学児の均等割の5割軽減がようやく国の制度として行われるようになり、不十分とはいえ大きな一歩だったと喜びたいと考えます。しかし、子育て世帯は未就学児より上の子供の世帯の負担が大きくなっています。日本共産党は対象年齢の拡大と半額ではなく全額公費負担を、少子化対策、子育て応援の立場からも実施すべきと求め続けていますが、地方自治体としても強く国に求めるべきと考えます。

国民健康保険制度は一地方自治体の努力で解決できる問題ではなくなっています。しかしまた、それほど深刻であるからこそ、福祉の機関である市町村が努力すべき課題なのではないのでしょうか。出産育児一時金の制度は少子化対策、子育て支援の施策として大いに評価したいと思いますが、こうした積極的施策をさらに拡充させることが重要ではないのでしょうか。あわせて、子供の均等割の廃止や、市長も容易に賛成し難いとおっしゃっている保険料水準の都道府県統一化について中止することなどを国に求め、市としても保険税軽減のために独自の努力や措置を取る、そうしてこそ子育て応援のメッセージが市民に伝わり、市政に対する市民からの信頼や協力も得られるものと考えます。

この点を明確にし、今年度の予算執行及び令和7年度の予算に反映いただくことを求め、令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番・大平剛君。

○大平 剛君　それでは、第 77 号議案に賛成の立場で、未来創政会を代表しまして討論に参加したいと思います。

先ほど反対者が言われたとおり、この国民健康保険という制度はもはや一つの自治体で解決できる問題ではない、それは実に私も同じ思いです。また、反対者が言われたように、心配であるという面は私もほぼ同じなのです。ただ、その中でやはり反対者が言われたように、市として何ができるかということ、令和 5 年度はやってきたかというところに私は注目したいと思います。

収納率は微増です。微増ですがかなり高いレベルで微増しているということを考えると、やはりそれは保険者の皆様方の理解を得て、皆様と一緒にこれを何とかやろうという気概が見えます。また、特定健診も一旦コロナ禍でかなり下がっていましたが、それも上がってきました。やはりそういった努力が、少しずつの努力をやっていかなければなかなか解決する問題ではないと思います。

人間ドックが 100 件下がったのは私も大変懸念するところですが、とにかくそういった努力をして、レセプト点検員、ジェネリック医薬品など、少しでも病院に行くのを控えるのではなく、医療費を適正化する努力をこれからも続けていくことによって、何とか軽減とはいかなくても、率を上げないように努力するのが私は必要だと思っております。そういった面で見ますと、今年はおおむね賛成できるような努力が見られるという点からしましても認定に賛成といたしたいと思います。多くの皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議　　長　次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　では、第 77 号議案　令和 5 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、不認定の立場で討論に参加させていただきます。

繰り返しになってしまうのですが、市長がおっしゃる、ここの地域が住みやすいという最大の指標が自殺者の数です。そこを下げるのが最大の評価指標で、全ての予算編成というのは、最大の指標だからそこに向かっていくかどうかという話で、国民健康保険に関しては、健康ポイントとか健康普及事業とか、健診の受診率とかそういうのがありますけれども、平成 28 年に南魚沼市いきいき市民健康づくり計画というのをやって、そこでいろいろな指標が出ていて、そこで住民健診のときにいろいろ聞かれているではないですか。その部分でどういったところが未達成で、どういったところが課題なのかというのを広く市民に共有してこそ健康寿命というのは、僕は上がっていくと思うのです。

健康ポイントもいいかもしれないけれども、それにたくさん人が応募したからといって、果たして市民全体の健康寿命が上がるかどうかは、僕はそこは違うと思うのです。もしかしたら上がるかもしれないけれども、そことか受診率が上がった健康寿命が上がるとも限らない。例えば飲酒、喫煙、1 日に歩く歩数とかそういったものも、もしかしたらそれ以上に大事かもしれないのだけれども、なかなかそういったところが出てこないのも、もう少しそういったものを国民健康保険の保険証と一緒に同封するとか、ウェブサイトですっかり公表

するとかで、南魚沼市は平成 28 年にこういう計画をして、こういう目標を立てたけれども、今健康寿命の部分で課題があって、もう少し啓発をしっかりとやって——例えば歩くなんて本当にすごい大事だと思っているし、今市民の中で歩く活動をされている方は結構いるので、そういったのも前向きな話として市が支援して広報してもいいと思うのです。

なので、そういったのでやっていくと、一緒にあした歩きに行こうとか、声かけ文化も始まって、健康寿命に向いていくのか。健康寿命は男性はずっと横ばいですよ。なので健康寿命をどうやったら上がるかというものに、国民健康保険事業が向かっていけば、市長のおっしゃっている最大の指標である自殺のほうにも、もしかしたらもっと直接結びついていくのかという思い、その努力、その部分の成果が見られなかったという意味で、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。第 77 号議案令和 5 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 77 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 11 時ちょうどといたします。

〔午前 10 時 47 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 00 分〕

○議 長 第 78 号議案 令和 5 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 議長より発言を許されましたので、日本共産党議員団を代表して、第 78 号議案 令和 5 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

後期高齢者医療制度は、75 歳になると自動的に家族とは別枠の医療保険に強制的に囲い込まれ、負担増と差別医療を押しつけるもので、うば捨てとも言える制度です。75 歳を過ぎてもなお、生きがいのためでなく食つなぐために安い賃金でも我慢して働かざるを得ない方がたくさんおられます。そんな中で、度重なる保険料の値上げが行われ、高齢者の暮らしをさらに圧迫し、ただでさえ少ない年金から強制的に天引きされ、生きていけないと高齢者の怒

りを買っています。

厚生労働白書は、社会保障は生活上のリスクを軽減し、生活への安心を提供するとありますが、後期高齢者医療制度は全くその逆の制度であると言わなければなりません。医療費窓口負担は原則1割を、所得によっては2割負担に引き上げられました。このどこが生活上のリスクを軽減し、生活への安心を提供するものかと言えるでしょうか。差別と負担増のこうした制度を廃止し、年を取っても安心して医療が受けられる制度に替えていくべきです。

国の制度であり適正に管理運用することが市の役割であるとの主張がありますが、住民を苦しめるこうした制度に対し異議を唱えることも、地方議会の大きな役割ではないでしょうか。あわせて、地方自治体の真の役割は、国の悪政から住民の命と暮らしを守ることであることを訴えて、反対討論といたします。

**○議 長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番・田中せつ子君。

**○田中せつ子君** それでは、第78号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

歳入総額6億4,705万円、歳出総額6億3,469万円、単年度収支は335万円の黒字となりました。65歳から74歳の障がい者認定者は21人減少し103人でしたが、75歳以上の高齢者は251人増えて9,622人、合計で9,725人になりました。

保険給付の状況では、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、受診控えがなくなり入院費の保険給付費が増加しているとの説明がありました。市民の中には後期高齢者という呼び名は差別的であるという不満の声が届いております。制度の名前は別としましても、受診時の窓口負担は所得に応じて1割か2割であり、負担軽減になっているものと思います。

制度についての改善点はいろいろあると承知していますが、それは国の役割であります。市としてできることは限りがあります。今後も被保険者数の増加が続く見込みの中で、高齢者の負担軽減と安定的に制度を継続するには、病気予防と重症化予防が重要です。高齢者健診の受診者が増えたこと、健康ポイント事業の参加者の増加は健康寿命延伸につながるものと考えます。高齢者のスポパラ教室参加者や近隣をウォーキングしている人も増えていると感じます。こういった啓発活動などの市独自の取組を評価して、認定すべきものと考え賛成討論といたします。

**○議 長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

**○黒岩揺光君** では、第78号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、不認定の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど賛成討論者の歩く人が増えている感じがするというのは、感じもいいのですが、できれば、できたらデータに基づいて話をしたほうがいいかと思っていて、平均歩数は目標値の全国平均、県平均よりも大幅に下です。なので、そういうデータに基づいて話をしたほうがいいと思います。

今 75 歳以上の後期高齢者の方たち、私はもうここ 3 年いろいろな方たちと話をしていますけれども、すごい衝撃を受けるのが、何かこう捨てられた感というか、「何であなた、私の話を聞いてくれるの」という人が何人もいるのです。「何で黒岩さん、私の話をそんな聞き続けてくれるの」、いや 10 分、15 分話を聞いただけです。私の話そんなに面白いみたいなの。何かこう話を聞かれた経験というのがある人がすごい多いという感じがしていて、何ていうか、すごくいろいろな経験をされた方たちだから、私は話を聞いていてすごく面白いのですけれども、私たちは長生きしていたら迷惑なのかとか、長生きしたら負担になるのかみたいな、そういう感情がすごい出てくるのがすごい悲しく感じていまして、それが数字で出ていますよね。自殺者数——すみません、毎回言っていて——林市長が最大の指標と言っている自殺者数は、80 歳以上が物すごい高い。特に女性で、同居人ありです。そのデータを後期高齢者の保険証を発行する際にそういった統計とか、こういった歩くグループとかがあるとか、そういったのを一緒に出すとまた違った効果が、よりよい効果が出るのではないかと。林市長が目指すものにより近づくのではないかと私は思うわけでございます。

なので、質疑では同居人ありと出すと、遺族の方たちがどう思うのかという。だったら平成 31 年の自殺対策計画のデータも消したほうが良いと思うのです。もう出しているわけだから、同居人あり、80 歳以上は全国平均と比べてすごい高いというのはもう出しているわけだから、それをよりどうやって一人でも多くの人に広めるかということだと思っております。なので、ぜひ一人でも多くの人に広めて、危機感とかを持っていただいて、周りの目を、声を掛け合う文化をよりつくっていただくことで、林市長が目指す、最大の評価を高める狙い、高める効果があったのではないかと、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 78 号議案 令和 5 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 78 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 79 号議案 令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 議長より発言を許されましたので、日本共産党議員団を代表して、第 79 号議案 令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参

加します。

監査委員の令和5年度決算及び基金の運用状況審査意見書によれば、第8期高齢者福祉計画に沿い、看護小規模多機能型居宅介護施設の整備等、新たな介護施設が充実していくとともに、今後は前期高齢者から後期高齢者へのシフトが進み、一層の介護サービスの充実が求められることから、保険給付費の増加が見込まれるとしています。

介護保険制度は2000年4月に、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されたものですが、サービスを充実させれば保険料が上がるという仕組みであることから、現在、保険料は制度導入当初に比べて2倍以上となりました。この間、実質的には下がって、さらに少なくなった年金から保険料を引かれたら利用料が払えるのかという不安を多くの方が持っています。

さらに意見書は、介護支援専門員に限らず介護施設の人材不足が顕在化しており、安定した介護が受けられる体制維持が課題となっているとして、介護人材対策、介護予防、重度化防止に努め、市民ニーズにあった介護保険事業に取り組みたいと結んでいます。こうした人材不足の課題も、やはり介護保険の仕組みによるものであることは一般質問でも述べましたので細かいことは申しませんが、介護保険制度を立ち上げた元厚生労働省幹部でさえも、保険あって介護なし、国家的詐欺だと反省の弁を述べているのです。

担当課の職員も介護現場の方たちも、決められた制度の中で意思疎通を図りながら、きめ細かな対応と努力をしてくださっています。そのことには心から感謝しているところです。また、一般質問においては、市長から国・県の様々な制度を活用した支援策や市独自の支援の取組を紹介していただき、こうしたことのアピールも必要だという思いもお聞かせいただきました。

しかし、そうした自治体職員や事業所の努力だけでは限界があります。国は訪問介護の報酬を引き下げました。その一方で、利用料の3割負担の枠を広げる狙いです。利用者負担につながることなく、事業所がしっかりと正規・非正規にかかわらず、思い切った処遇改善に踏み出せるような介護報酬の引上げは喫緊の課題です。その抜本的な解決策は、国の負担分を直ちに引き上げることです。介護保険制度はあくまで国の制度であり、自治体としてはそれを実行する機関でしかないことは十分に理解しています。しかし、であるからこそ国の姿勢を転換し、介護保険制度をスローガンどおりの家族介護から社会で支える介護へ、必要な介護が保障される安心できる制度へと改革していくことが求められているのではないのでしょうか。

市長自身がそうした改革を国に求めていく姿勢は、市民はもちろん市の職員、介護事業に関わる全ての方たちを励まし、すばらしいアピールになることと思います。しかし、一般質問での市長の答弁は、市長会等ではそういったところも触れて、その文言でも多分、国のほうへ上がっていますというもので、積極的に国に働きかけるという立場にはないことが伺える残念なものでした。これが反対する理由の1点目です。

もう一点は、大胆な市独自の対策が取られていないことです。介護事業対策は経済策でも

あることを訴えたいと思います。財源だけを理由に必要な財政手当てがなされないことは、介護事業を困難にするだけでなく地域経済をも弱いものにしていきます。市長にはたとえ国の制度であっても制度内での努力にとどまらず、市民の命と暮らしの安全にとって改革が必要なところは、積極的に国にも県にも物を言う市長となっていたいただきたいことと併せて、市の独自対策をさらに強化することを切に願ひまして、第 79 号議案 令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についての反対討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、第 79 号議案 令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、市民クラブを代表して、賛成の立場で討論に参加いたします。

予算額は毎年増加し、歳入歳出総額 70 億 7,525 万円という、特別会計の中でも最高額でありました。決算では、歳入 68 億 7,868 万円、歳出総額 65 億 6,994 万円となり、単年度収支は 6,544 万円の黒字という決算になりました。不納欠損は 90 万円で、前年度比 27 万円の増であり、人数は令和 4 年度の 20 人から 27 人に増えました。無財産と生活困窮者の増加は今後課題を残しています。

介護保険制度は、所得に応じて保険料を支払い、介護が必要になったときには少ない金額でサービスを受けられることが安心感につながっています。しかし、高齢化率が 35%を超える中で、サービス提供事業者の人材不足は深刻であり、デイサービス、ショートステイの定員が減った分を小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護でカバーしている状況と説明がありました。

令和 5 年度は、介護保険対策費として 9 億 6,652 万円を繰り出し、介護保険事業費としては介護人材確保支援事業補助金や利用者負担軽減補助金などで 242 万円、介護人材確保緊急 5 か年事業費では 1,220 万円を民生費から支出しました。今後も高齢者が増える中で、介護事業者の安定的運営を支え、介護保険制度の信頼を守るために市としてできる財政的支援と市民の介護予防意識の啓発に取り組むことが必要であり、そういったことに取り組んだ決算であると認め、賛成するものであります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 それでは、第 79 号議案 令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、不認定の立場で討論に参加させていただきます。

これは毎回、本当に同じ話で申し訳ないのですが、筋力づくり教室です。これだけ毎回出ているのに、毎年何で目標値の半分なのという、今回もこれを質疑しても、現場の声がなかなか明確に幹部まで上がってきている感じがしなかったのです。筋力づくりに出られている方と、サポーターの人たちに何かアンケートとか聞き取りとかされて、こういった声が上がってきています、それに対して私たちはこういうふうにして人数を増やすように、目標を達成するようにしましたというのがあったかどうかというのは、すごい大事なのです。

そこをもう少しやっていただきたかった。

筋力づくりにしてもサロンにしてもそんなのですけれども、これが最大の目標としているものにつながっていくと思うのです。市が目指す方向につながっていくと思いますので、私も筋力づくり教室に一度参加させてもらったのですけれども、すごいいいのです。近くに住んでいる方と話す機会、出会う機会にもなったし、すごい皆さんやりがいを持って、サポーターの方も出ている方もどちらもやりがいを持ってやられていて、地域のつながりとか大事なのだと。

でも、コロナ禍で二、三年運動しなかったから、来られなくなってしまった人が出ているのですという話を私は聞いているのです。つまり二、三年筋力づくり教室がなくなったことによって体が動かなくなった。体が公民館まで行く力がなくなってしまったということです。多分そういう声が上がってきていると思うのです、上がってきていないのかな。だとすると、今おっしゃる、そもそも筋力づくり教室というのは昔からのアイディアで、家の近く、歩けるところでやるという考えでやっていたというのは、もう現時点では通用しないと思うのです、コロナ禍だったから。

だから、昔ながらのやり方を踏襲し続けるのもいいのかもしれないけれども、常に市民の声に寄り添って何が変えられるかというのを考えていただいて、どうすれば目標に達成して、コロナ禍で切れた市民同士のつながりがまたつながるのかというのを考えた上で、介護予防事業に取り組んでいけたらという思いで、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 未来創政会を代表いたしまして、第 79 号議案 令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

令和 5 年度は第 8 期の介護保険事業計画の最終年度に当たった年でございます。決算額を見ましても 68 億 7,868 万円、支出済額は 65 億 6,994 万円で、当初、予算計上しておりました基金の取崩し 1 億 8,000 万円を取り崩すことなく、3 億 874 万円を翌年度に繰り越したわけであります。そうしまして、基金残高につきましては 8 億 6,000 万円になります。そうした中、皆さんもご承知のとおり、令和 6 年度に 3 億円を取り崩して保険料等に反映していくことになっております。令和 5 年度の内容を見ますと、第 1 号被保険者数はやや増加傾向に見られます。1 万 8,638 人であります。前年度比 8 人増で、人口の 35.2%を占めるわけであります。

今いろいろ前任者もおっしゃいましたけれども、コロナ禍の長期化する中で、なかなか予防事業も進められなかったことも事実であります。参加者、運営者側も高齢化が進んでおります。そして今、一般でいう社会の定年延長等でなかなか運営の難しさも伺える現状であります。そのような中で、ではいかに健康寿命を延ばすか。予防の事業の大切さということは、私たちが何よりも知っているわけでございます。

そうした中、市長もおっしゃってございました。介護ボランティアの推進活動も今後さらに

進めていきたい。そういう話も出ております。高齢化が進む中でどうしてもやはりこれからは在宅介護事業が大切な事業の一つであります。民間の在宅介護支援事業者の廃止・休止等が出ている中、では今後どうしても行政が主導する上で、私は官民が一体となってやはり進めていかなければいけないものだと思っております。

当市におきましては、介護サービス事業でも介護人材の確保が大きな課題となっております。実態調査を見ても、現場では116人が不足しているという報告もされております。そうした中、市としても介護人材確保緊急5か年事業をやっております。在宅介護の用具支援等々、何としても現場を守りたいという市独自の事業推進もしているわけであります。介護に関してはいろいろ多方面にわたっております。要望も多くあることも知っております。

そうした中、本当に介護施設の整備も進んでまいりました。特別養護老人ホームの待機期間も短縮傾向になっております。保険料の所得軽減措置も実施しております。今そうしている中で、個人的でありますけれども、私も親を見送った立場、介護を受けた立場として、本当に介護制度の大切さを身にしみ感じております。みんなが支えられるシステムを、ではどこか1つだけ取って云々ではなくて、ではそれをどうしてみんなで作っていかうかという、みんながそういう観点に立っていかなければ、この介護制度というのは進まないのではありません。誰がいいとか悪いとかではないのです、みんなで支え合う。本当にもしこの制度がなかったらどれだけの人が大変な状況になるかということは、私は個人的でありますけれども身にしみ感じて一人であります。多分、市民の多くの方もそういう実態を心に秘めているのではないかと思っております。

今、社会生活環境は大きく変わっております。そのことをまた私たちもよく知らなければならぬと思います。住み慣れた地域で安心して暮らせる社会へ、医療と介護と生活支援など、一体的な提供がさらに求められているのも事実であります。今日の南魚沼市を支えてくださった先輩、高齢者の方々が本当に安心して住める体制づくりに、私たち議員も市の職員と共に、また介護現場の皆さんと共に本当に連携する中に、とにかく一人一人に目を配って改善し、進めてまいりたいとそのように思っている次第でございます。そして皆が本当に安心して暮らせる社会へ、地域包括ケアシステムのさらなる前進を期待してやまないものであります。

そして、最後に一言また言わせてください。介護の関係者の皆さん、本当に日夜、日々感謝しております。ありがとうございます。

以上でございます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 79 号議案 令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 79 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長 長 第 81 号議案 令和 5 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 議長より発言を許されましたので、日本共産党議員団を代表して、第 81 号議案 令和 5 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに、反対の立場で討論に参加します。

病院事業会計決算の附属書類には、大和病院事業の収益的収支について、令和 6 年 11 月の無床診療所化の方針により、2 月末で地域ケア病床を廃止し段階的に入院患者の減少を図っていることから、入院収益が前年度比 4.9%減となっておりますと記されております。令和 5 年度の病院事業会計決算について、日本共産党議員団は賛成の立場を取りました。(当日発言訂正あり) 当時の計画ではゆきぐに大和病院は新築移転することになっており、無床診療所化については一言も言及していません。

令和 5 年 6 月定例会での一般質問でも新築移転計画の見通しについては、令和 5 年度の経済状況を分析の上、令和 6 年度に最終的な判断をすると答弁されています。にもかかわらず、令和 5 年度中に診療所化を決め、しかも当初、令和 7 年度としていた診療所化計画を令和 6 年 11 月に前倒しするという強硬スケジュールで進めてきました。決算にはそうした背景が反映されていることが、反対する第 1 の理由です。

反対する 2 つ目の理由は、医師確保における政治姿勢の問題です。診療所化についても医師の働き方改革に対応できないことを理由にしています。診療所化はあくまで医師不足による運営上の対応であります。医療需要に比べ得るものではありません。令和 5 年 6 月定例会以降の一般質問で、医師不足は国が医師を養成する責任を放棄してきたことが大きな要因である。医師の絶対数を増やし、国の責任で医師が不足する地域に派遣する制度をつくるよう、要請すべきと繰り返し求めてきました。答弁は事あるごとに国、県に対してお願いをしているとしながらも、医師不足は偏在が原因であり全体の数は足りている。強制的に医師を派遣するようなことはできない旨の内容でした。偏在が原因というのであれば、それを是正することこそ国の責任ではないでしょうか。

どこに住んでいても必要な医療が受けられるような施策を取るのは国の責任のほうです。強制できないという言葉に置き換え、国の責任を免責するものにほかなりません。答弁からうかがえるのは、国の無責任な医療政策に追随し、ひいては南魚沼市の医療体制の縮小、後

退は致し方ないとするもので、住民の命・暮らしの安全に責任を持つ姿勢を感じることはできません。

以上、2点の理由を述べて反対討論といたします。

**○議 長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

19番・桑原圭美君。

**○桑原圭美君** 南魚みらいクラブを代表し、第81号議案 令和5年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

大和病院、市民病院の両病院を合わせた病院事業会計の総括は、純損失が3億2,931万円、これに前年度繰越欠損金42億6,468万円を加え、45億9,400万円の未処理欠損金となりました。また、病院債の未償還残高は40億6,800万円、一般会計からの繰入れは10億円を超えております。新型コロナウイルス感染症の影響を脱したとはいえ、医業損失が増加しており、依然苦しい経営状態が続いています。

しかしながら、ここ数年の決算の推移を見ますと、数的に改善が見られるものもあります。限られた医療資源の中、コロナ禍という経験したことのない環境下において、経営改善が進んできたという評価を出せるものと考えます。経営分析指標の固定資産構成比率、固定資産対長期資本比率、固定比率等の数値は、当初の投資が要因といえるもので、140床というそもそも利益の出しにくい体制でのスタートであったことを鑑みれば、今後改善の余地は十分にあります。

医師、専門技士などの職員増を図ったことで人件費率が悪化しましたが、一方で人件費の増加は将来への投資と捉えることができます。訪問看護ステーションの設置準備、地域包括ケア病床の一般病床への転換、リハビリテーション治療体制の強化など、地域に必要とされる医療の提供へ確実に進んでいます。病院事業は、まさに市の負債は市民の財産と捉える視点が必要であります。

以上のことから、地域医療の再々編は確実に進んでいるものと評価し、決算認定に賛成いたします。多くの皆様の賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議 長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

**○黒岩揺光君** それでは、第81号議案 令和5年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

令和5年度は、住民と共につくる新たな医療体制というスローガンで医療再編を進められた年でしたが、住民と共につくるとはかけ離れたものだったと私は思います。大和病院の診療所化についての説明会が令和5年10月に5回開催されましたけれども、告知期間が短い、5回中4回が日中の平日、開催場所が限られ、それでも市長が何で来ないのだとか、いろいろな不満が住民から上がって、令和6年2月に拡大市民会議が開かれましたけれども、市長と病院事業管理者の話が40分で、市民に与えられた質疑の時間が25分。延長されましたけれども、終了予定時刻を乗り越えて質問できる市民というのは、結構勇気のある人だと思います。

うのです。だって、自分の手を挙げたことによって、市長以下、60人以上の人たちの時間をそこで延長するということですから。だから、もう少し市民に質疑の時間が与えられるべきだったと思います。

会議後に配られたアンケートで市民がつづった感想も自由記載の部分は公開されずに、やや理解できたというのを——少しという意味です。やや理解できたというのが半数近くだったのに、それを病院だよりで7割がおおむね理解できたと報告されましたことについて、質疑されたら、それは妥当性があったという回答でしたけれども……（何事か叫ぶ者あり）私は一番やってはいけないことだと思うのが……

○議 長 静粛に。

○黒岩揺光君 日本語を自分の都合よく解釈することが一番、私はいけないことだと思っていて、やや理解できたをおおむね理解できたというのは、それをされると本当に住民側としてはもう、私たち何を言っても無駄だよねと、無力感しか出てこないと思います。

例えば、ざっくばらんでも令和5年度は物すごいたくさん、この件について市長に質問が出ましたよね。令和5年度の決算、昨年9月定例会でざっくばらんの声をもっと全部公開してしまえば、何で公開しないのですかということに関して、林市長は私の考えでやっている会ですので、私の考えどおりやらせてもらいますというふうに答えているのですけれども、それだとそもそも議会って何なの、市民って何なの、市民全体の奉仕者として市長は、市民の要望に応じてやり方を変えていかなければいけないと思うのですけれども、自分に都合のいい部分だけ出していると思われたら市長は損だから、私は全部出したほうがいいと思うのです。

では、ざっくばらんで出た市民の声を言います。

病院が診療所になるのは医師が不足しているのでは仕方ないという視点は、住民の立場に立っていない。診療所までなくなるのではないかととても不安。在宅療養は簡単ではない。入院患者の家族が市民病院まで行くのは大変。大和病院は続けられると言ったのに、何でやめるのか。大和病院を残してほしい。なぜ、もっと早く説明ができなかったのか。基幹病院の一般病床を利用できるように市長がお願いしていくことができないのか。説明が乱暴で丁寧ではなかった。40年以上つづいてきた大和の医療が全部、六日町に行ってしまう、いづれなくなってしまうのではないかと不安になる。大和の住民感情としては、病床や健友館は残してほしい。診療所化についての説明が不足している。市長は診療所化を行う際は丁寧に進めると言っていたが、10月の説明会には藪神の人から3人しか参加しておらず、丁寧とは言えない。あの説明会をもう一回行うべきではなかったか。

それに対して市長は、今呼ばれればどこにでも説明すると市長が言ったら、全てが決まる前に説明すべきではないかというふうに市民が言ったとか。病院に行くのに市民バスで400円かかる、民間は無料のバスを出しているのに、なぜ私たちは市民バスに400円払わなければいけないか。本当に多くの声が上がっていたにもかかわらず、唯一これについて市報で公開されたコメントは、医師不足がこんなに深刻だとは思わなかったという一言が——これを

言ったのは一人だけです。ざっくばらんで 100 以上、200 ぐらいのコメントの中のその一つが、医療関係者がこれだけ、医師不足がこんなに深刻だとは思わなかった。

医師不足がこんなに深刻だとは思わなかったということを出せば、医師不足が大変なのだから診療所化もしようがない、新しい健診施設を造るのもしようがないというふうになってしまいませんか。裏にはこれだけの住民のコメントがあるのに、それを出さずにやってしまうと、林市長が一番大事にしている市民に——どこでも行きますという、私はどこでも説明に行く、私以上にざっくばらんをやっている人はいないという、その部分の説得性が欠けてしまうから、全部出したほうが林市長は市民の声に寄り添っているというふうになると私は思うのです。

これを病院事業という市民の命に一番近いところでそれをやってしまうと、では介護とか福祉とか全部そうになってしまうのではないかと、住民の不安が増大してしまうと思うので、何とぞ、住民と共につくる医療体制を実現していきたいというのと、医師確保ということであると、魚沼基幹病院さんに私は情報公開請求をしたけれども、大和病院の夜間診療をお願いするという正式文書が一度も出てこなかったです。正式に要請していないのではないかと思うし、私は魚沼基幹病院との意見交換会でも院長さんに聞いたら、それはちょっと違うのではないかという返答で、正式に要請があって断らせていただきましたみたいなことは言っていなかったの、市が本気で魚沼基幹病院さんをお願いして、大和病院を残そうとしている努力も私には残念ながら見られなかった。そして住民の声に寄り添っていなかった。そして命を守るという一番大事な病院事業でこういうことが起こっていることに関して、市政全体に私は不安を抱いたということで、反対の討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 81 号議案 令和 5 年度南魚沼市病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 81 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開を 13 時 15 分といたします。

〔午前 11 時 48 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 13 分〕

○議 長 ここで2番・川辺きのい君から発言を求められておりますので、これを許します。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 貴重な時間をいただきありがとうございます。先ほど、令和5年度南魚沼市病院事業会計決算認定についての討論の中で、私が行った反対討論において、「令和5年度の病院事業会計決算について、日本共産党議員団は賛成の立場を取りました」と言ってしまったのですが、病院事業会計予算について賛成しました、ということでしたので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長 日程第8、牧野晶君に対する処分要求についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、牧野晶君の退場を求めます。

〔牧野晶君退場〕

○議 長 懲罰特別委員長・吉田光利君の審査報告を求めます。

懲罰特別委員長。

○吉田懲罰特別委員長 それでは、懲罰特別委員会に付託された事件の審査結果について報告させていただきます。

審査日は、令和6年9月18日と19日の2日間であります。出席委員は7名全員出席、議長からも出席いただきました。

付託された事件、牧野晶君に対する処分要求についての審査概要を報告させていただきます。まず、審査の結果ですが、審査の結果、懲罰事犯の有無については、懲罰を科すべきではないと認めるであります。理由としては、令和6年9月12日の本会議において、侮辱を受けたとの発言は議場内での議員同士のやり取りで起こった反射的なものであり、不適切発言ではあるが、侮辱発言とは認められないためであります。

審査の概要です。まず、提出者の黒岩議員に出席いただき、質疑が行われました。主な質疑内容として、黙れと大きな声で一方向的に言われたが、その認識は今も変わらないかに対しまして、黒岩議員は、変わりありません。

黙れとどなられたと説明がありましたが、どのような苦痛がありましたかに対して、また、やじに対しての考えはに対しまして、黒岩議員は、大好きな仕事に対してマイナスな面もあり、精神的な苦痛は大きいものがあり、議会では質問するのが怖い。やじはないほうがよい。

提出者が議会、議員をばかにしたようなそぶり、それについてどのように考えますかに対しまして、黒岩議員は、私がした行為は称賛できるものではないと思います。私がした行為が黙れと大きな声で一方向的に言われることに値するならば、今後やじが出た場合は大きな声で黙れが許されるのでは。

議場のやり取りでの発言の中に、発言していることを黙らせるために、黙れと言ったことが侮辱に当たるとの感覚が分からないが、どうですかに対しまして、黒岩議員は、どんな状況であっても、私は許されない発言と思います。

まず、自分が覚えていないのと言ったことに対し、黙れと言っているのですが、それでも

一方的に侮辱を受けたと受け止めるのですかに対しまして、黒岩議員は、被害者側に落ち度があったのではないかという話は必ず出てくるが、基本的にやってはいけないことだと思います。

不規則発言で称賛できるものではありませんを重々聞かせてもらっているが、本心から感情的にどう思われますか。黒岩議員は、反省の弁として、私も申し訳なかったと思いますが、精神的にきついです。

このような質疑の後、委員全員で音声及び映像を確認いたしました。黙れの発言について、どなった様子は感じられませんでした。

次に、処分要求に対して、討論に入りました。6名が討論に参加いたしました。主な討論内容です。

まず、科すべきではないと思います。その理由については、黙れというのはどなっていないなく、優しく言ったもので、その場面、場面で使える言葉で、黙れが全て悪いことではない。

覚えていないのと言った言葉に対する黙れだと思うので、一方的にどなられたみたいな意味では、ちょっと処分を科す内容ではない。

次、黒岩議員の発言に対して、瞬間的に出た黙れであり、恫喝したような雰囲気では映像を確認した上では、音声からもどなられているということは該当しない。お互い議員同士のやり取りで起こったことであり、今回、懲罰に値しないと思う。

次、この委員会の中で黙れということを審議する中で威圧的だったか、冷静に第三者的に見て、黙れは議事運営上の言葉の中で出た言葉で、黙れは適切ではないかもしれませんが、懲罰を科すまではない。

次、科すべきとまでは言えないと思う。黙れという言葉が、地方自治法第 132 条品位の保持にあるが無礼な言葉を使うべきではないというものもあり、今回、議会が荒れた感じもあり、我々自戒を込めて全議員に対して丁寧な言葉を心がけるよう、議長からも一言、言っていただければと思う。

黙れという言葉が映像から、また音声から、言葉自体大きい声で言っているわけではない。本人は精神的苦痛を与えられたとおっしゃっているが、その後の審議でかなりの回数で再質問、再々質問を行っている。議事進行を普通に行っている感じがしました。このたびの例については、処分に値しないと考える。

以上、討論が終わり、次に採決の結果、6名全員、懲罰事案に該当しないことに決定いたしました。

以上であります。

○議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 まず、報告が正確ではなかったような気がするのですけれども、質疑のときに議場でばかにしたそぶりをしたが、それについてどう思っているかというのは、私が提案理由を説明したときの議場でのそぶりに対して、塩谷委員が質問した内容であり、私の答

弁は小学生みたいな質問だなというような、ばかにした行為をした方もこのメンバーでいらっしやったので、南魚沼市議会のこれまでのそういった許容されてきた行為の中の範疇であるというふうなことを、私は答弁したと思うのですけれども、その点、確認いただけるとうれしいです。

2点目ですけれども、感情的にどう思うかに関しての質問に対して、私が覚えていないのと言ったことに対して、称賛されるべきものではないと思うが、それについて感情的にどう思うのかというふうな質問に対して、私の答えは、これまでやじを飛ばしてきた人たち全員が私に対して謝罪するなら、私も喜んで謝罪しますというふうなことを言っているのですけれども、まるで私がそれに対して申し訳なかった、反省しているみたいなことを言っているようなふうに報告されているのですけれども、その2点をまず確認していただいて。

3点目ですけれども、反射的なものであるというのですけれども、小さいことに対して大きく反射してはいけないと思うのです。なので、私の行為が黙れと言われるくらいのものであったかどうかに関しては、どういうふうな基準で決められたのかをお尋ねいたします。

4点目ですけれども、その後の委員の討論で、その後、討論で普通にしている感じがしたというのは、あくまでその方の主観的な解釈であり、普通にしている感じがしたかどうか、被害者がどう感じているかというのは、第三者が決めるべき話ではないと思うのですけれども。被害者が精神的苦痛を被ったと言っているわけですから、その後の様子が普通にしている感じがしたというのは、それは第三者が決めるべきではないと思うのですけれども、委員長の考えはどうかということ。

5点目が、どなっている様子ではないというふうに皆さん言っていらっしゃるのでけれども、どなっているかどうかということも被害者がどう受け取ったかというのが大事だと思うのです。映像とかそういったものは公開される予定とかはあるのですか。市民が確かにどなっていないと判断できるようなシステムがあるかどうかお尋ねいたします。

○議長 懲罰特別委員長。

○吉田懲罰特別委員長 1番の質問についてはもう一回お聞かせいただきたいので、2番、3番、4番についてお答えします。

2番目の質問の反省の弁として感情的にどうだったかというお話につきましては、今黒岩議員がお話のとおりのこととは十分承知していますが、今回はこの概要を説明したことであります。委員会としての主内容を記載したものでありまして、これが全てではございません。

3番目の反射的なものかどうかということですが、これは委員会全体が反射的に感じたわけでございまして、先ほどご説明したように、映像を見た場合に反射的かどうかというを感じたということと、5番目の質問に重複しますが、どなったというような感じは受け取れなかったというのは、被害者がそういった形で受け止めたとしても、そういう感情で受け止めることは理解しますが、委員会としてもそう自分たちが感じた、お互いの感じだと思えます。

4の普通については、これも同じでございます。1番議員がそう受け止めたとしても、我

が委員会としてはこの報告のとおりでございまして、1番議員のその後の黙れ発言の後の議事進行の中で、普通に行ったというふうに見えたという報告でございまして、ご理解いただきたいと思っております。

1番の質問をもう一回お願いしたいのですが。

○議長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1点目、ばかにした態度というのを、私のそういう質疑があった。私の答えとして、何かこう……覚えていないのですけれども、この質問をしたのは塩谷委員で、塩谷委員が質問したのは、覚えていないのという私の発言に対してではなく、議場で提案理由を説明した際に、ばかにしているようなそぶりで提案理由を説明していたと思うのだけれども、それについてどう思うかという質問に対して私が答えたのは、これまで南魚沼市議会では、小学生みたいな質問だなみたいなばかにしたようなことを言った人もいますし、そういったことが許容されてきた中では、特に範囲を超えたものではないというふうに言ったと思うのですけれども、その辺確認できますか。

○議長 懲罰特別委員長。

○吉田懲罰特別委員長 そのようなことは確認できておりますけれども、先ほど冒頭に申し上げたとおり、これの報告については主な内容で概要でございまして、ダイジェストでございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 そうすると、懲罰委員会の委員がそういうふうに見えたから、普通にしてるとか、どなつてはいないというふうに、そういうふう感じたということですよ。(「はい」の声あり)

パワハラ・セクハラというのは、基本的に被害者がどう感じたかというのが大事で、周りがどう思ったかというのはどこまでかというのがあって、例えばすごい仲よい7人組といつもその7人があまり好きではない人が1人そこに入ったとします。その好きではない人が何か意地悪を言われて傷ついた。でも、その仲のよい7人全員がいや、それはあなたを褒めているだけとか、いや、それは別に個人だと言ってしまうと、被害者の方が傷を受けたという部分というのは、どういうふうなシステムで救済されると思いませんか、委員長としては。第三者のどう感じたかというのを重視されると、第三者の人たちが加害者と仲がよかった場合……

○議長 黒岩議員、委員長報告でありますので、その辺を踏まえた中で質問してください。

懲罰特別委員長。

○吉田懲罰特別委員長 懲罰特別委員会としては、本当に公正中立に厳粛な気持ちで検討させていただきました。それはまずご理解いただきたいと思っております。

そんな中で、侮辱に対する処分についての定義というのはありません。そういう中で、我々としても今ほど言ったパワーハラスメントの概要といえますか、防止策の定義等も参考にし

ながら臨んだつもりでございます。

そんな中で、やはり優越的な関係、議員同士は対等の立場であるという観点、あるいは職場といいますか、議場においては、侮辱発言を受けてそのダメージによって実際に議員活動、議会での活動に支障があるほど、見過ごしてできないほどの支障が出るかどうかという観点も、いろいろ我々としては検討させていただきました。

そんなことで、1番議員が被害者として受け止めたと同時に、委員会としても同じような気持ちで審査した結果でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 議員活動に支障が出るかどうかという観点で判断されたということなのですけれども、これは実際に支障が出てからでは遅いと思うのです。実際にその人が議場に来られなくなったりとかしてからでは遅いので、そうならないためにそういう防止策というのがあると思えます。不適切発言ではあるが、侮辱発言では認められなかった。その不適切発言と侮辱発言のボーダーはどうやって決めたのか。私が出したパワハラ事例には、黙れというのはしっかりここに記載されているのですけれども、何が不適切発言で、何が侮辱発言かという、その何かしらの基準みたいなのは委員会では話があったのでしょうか。

○議 長 懲罰特別委員長。

○吉田懲罰特別委員長 その辺、非常に難しいのです。先ほどお話ししたように、侮辱の定義というのはなされていませんよね。ということで、参考に今言ったパワハラ云々というのも、資料に基づいていろいろ皆さんで研究した結果ということで、受け止めていただければと思えます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、懲罰を科すべきものではないに反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 これは何号になるのですか。(何事か叫ぶ者あり)では、懲罰特別委員会の審査報告——私が提出したものに対する——牧野議員に対して懲罰を科すべきではないと認めるに対して、反対の立場で討論に参加させていただきます。

まずは、先ほどの委員長の報告です。議員活動に支障が出るかどうか、実際に私が精神的ダメージを被って通院したり、議場に来られなくなったりしてからでは遅いのです。パワハラ防止、セクハラ防止というのはそのためにある。それが起きてからでは遅いので、その前に対処しようという話だと思うのです。不適切発言ではあるが、侮辱発言とは認められないため、そのクリアな基準を出さないと駄目だと思うのです。その中立公平性というのはそこにあると思うのです。

特定の場合によって、これはその人たちの多数派の解釈でこれは侮辱、違う場面ではこれは侮辱ではないとなると、中立公平性というのは保たれなくなるので、私はもう出しているわけではないですか。東京人権啓発企業連絡会が出したものに、しっかり「黙れ」はパワハラ事例として認められていると書いてあるにもかかわらず、なぜ今回それが認められてなかったのか。これには声のボリュームは書いていません。この事例には大きな声か小さな声かというのは関係ないわけです。なので、そこの部分をしっかり議論をしてほしかったのだけれども、そこはなかった。

反射的なものであったという理由ですけれども、私もこれは委員会で繰り返し説明したつもりですけれども、確かに私がやったことはいけない行為です。皆さんが日々——今日もやじが出ました、梅沢議員、出ました。やじが出て、日常的に出ているものをやりました。すみません、私がやったことはいけないことだと思います。でも、例えばちょっとふざけてつねり合うとかというのは、多分小学校では、幼稚園でもあるのかと思うのですけれども、それぐらいでは先生から——すごく怒られたりはするのかも分からないですけれども、それぐらいはちょっとよいのかと思う——いけない行為です、ちょっとつねるのも。でも、ちょっとつねられたことに対して、思い切り右ほほを殴ってよいかといったらちょっと違いますよね。だから、反射的だったからというのは何の弁明にもならないのです。これはもう委員会ですって言っている。反射的だから、ではちょっとしたことをされたらすぐ殴っていいのか、違いますよね。黙れというのは、パワハラの言葉として認定されていますが、覚えていないというのは認定されていません。

そして、委員会の運営方法で質疑でこんなのがありました。黒岩さんが出したパワハラ事例で、おまえ分からないのかというのがありますけれども、あなたの言っている覚えていないのか記憶にないのかというのは、それと同じなのではないですかという質問があったのですけれども、私がもし牧野議員と同じ政党に所属していて、牧野議員を応援する立場で、例えば私のことを次の選挙でおとしめたいと思う人だったら、そういうふうな解釈をするかもしれないけれども、私はそういうふうにはしません。おまえ分からないのかと覚えていないのは、私は全然違うと思います。

なので、私は委員会の運営方法も中立性はあまりなかったと思うのです。普通にしている感じがしたというのは、それは、その方はそう思うかもしれないけれども、被害者に寄り添った形でどう思うかということですよ。結局7人いて、6人が男性で1人が女性だったとします。何か男性の方が女性に対して身体的特徴を言ったとして、その女性の方がこれはちょっとセクハラだ、嫌な気持ちだったと思ったのだけれども、でも6人全員男性が、いや、それはあなたの身体的特徴を褒めているだけです、大丈夫ですと言っても、女性の気持ちにどう寄り添うかということがなされるべきなのに、委員会の今回の議論では普通にしている感じがした。特に何かこうということで、ちょっと中立公平性とは違ったのかと。

不適切発言と侮辱発言が何なのかというのをしっかり定義づけした上で、今後こういうことが起きないように防止策を取るべきだったのにもかかわらず、それがなされなかったとい

う思いでして、これが懲罰でないと認める。議長は、まだ一度も注意されていません。牧野議員に対して、私が知る限り注意もしていない。だから、要するにこれからやじが出た場合、だから私が黙れと言ったとしても、議長には注意されないぐらいのことというふうになってしまいますので、ぜひそういったことも考えた上で皆さんに判断していただきたいと思えます。

○議長 次に、賛成者の発言を許します。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は懲罰特別委員会の結論を支持する立場で、討論に参加したいと思えます。

今回の処分要求は2人の議員から出されていますけれども、ここでまず第一に注意していただかなければならないのは、この処分要求は9月12日の本会議においてということがまず一つの大前提です。黒岩議員は牧野議員の黙れという言葉、牧野議員は黒岩議員の覚えていないの、記憶ないのという言葉それぞれ侮辱を受けたと受け止めて、地方自治法133条の規定によって処分要求をしたものであります。

そうなのですが、まず黒岩議員の処分要求から今始まっているわけですが、2人の議員とも共通していることは、侮辱を受けたというのはそれぞれ本人の受け止めですから、そうですねとか、そうではないだろうとか、第三者は言えないわけですが、懲罰委員会としてはその処分要求を受けて、議会としてその発言が地方自治法133条に示した侮辱発言に該当するか否か、このことについて第一義的に判断して、もし侮辱発言に該当するとなれば、地方自治法135条第1項に定めています4つの処分——ちょっと具体的に言いますと1つは戒告です。1つは陳謝、1つは一定期間の出場停止、4つ目は除名です。議員の義務も地位も奪う除名ですけれども、該当するとなれば、ではどの処分かということになるわけです。ここまでは多分、皆さん承知していることだと思います。

したがって、懲罰委員会では、2議員から9月12日の本会議における侮辱を受けたとする内容と侮辱と感じた心情も含めて、先ほど委員長の方から話がありましたように、長い時間をかけて質疑応答をさせていただきました。今の段階ですので、AI会議録であれなのですが、それも見させてもらいまして確認しました。その場のやり取りもその会議録ですけれども、まだ正式ではないですが、それで確認させていただきました。そしてさらに、録音テープや今は録画もしているのでその録画も確認しました。懲罰特別委員会では18日の午後丸々、19日の午前丸々費やして、これは人権に関わることですので、本当に委員長の答弁にありましたように、慎重に公正に審議をいたしました。

そして、その結果としまして、9月12日の本会議における前段の両議員の発言は、やじのやり取りみたいなそういうのがありましたので——やじということを含んに言っていますけれども、やじのやり取りがありましたので、それも含めてでありますけれども、議会運営上の流れの中で反射的に——そこら辺はちょっと受け止め方が違うかもしれませんが、会議録等を見ているとやり取りの中で反射的に出た言葉であって、議場内での発言として

不適切である。これは大変不適切だと思うのです。議場の中で発する言葉については、反射的でも何でも適切な言葉を使わなければ駄目。そういう面では不適切だということはありますけれども、地方自治法第 133 条のいう侮辱発言には当たらないとしたものであります。

委員長の報告のとおりでありますけれども、そういう判断ですので、両議員の発言に対しての処分は科すべきではないと判断したものでありますので、皆様のご理解をいただきたいと思うのですけれども、ただ、これは懲罰特別委員会がやらなければならないことです。ただ、本人さんたちにとってみれば、9月12日に限ったことではなくて、もっと前のいろいろなことが心の中であって、それを含めて発言しているところもありますので、思っていることもありますので、ちょっと判断が違うのではないのというところがあるかもしれませんけれども、私が前段に言いましたように、懲罰特別委員会というのは、今回の場合は9月12日のその一時の中で発言が侮辱に当たるかどうか。そこをちゃんと見極めなければならないわけですので、先ほどから言っていますように、今できるあらゆる手を尽くしながら、そのことを、ではどうなのだということを審議したわけですので、ご理解いただきたいと思えます。

○議 長 次に、懲罰を科すべきものではないに反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本件に対する委員長の報告は、懲罰を科すべきものではないです。

牧野晶君に対する処分要求については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、牧野晶君に対する処分要求については、委員長報告のとおり懲罰を科すべきものではないと決定いたしました。

○議 長 牧野晶君の入場を認めます。

〔牧野晶君入場〕

○議 長 日程第9、黒岩揺光君に対する処分要求についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、黒岩揺光君の退場を求めます。

〔黒岩揺光君退場〕

○議 長 懲罰特別委員長・吉田光利君の審査報告を求めます。

懲罰特別委員長。

○吉田懲罰特別委員長 それでは、懲罰特別委員会に付託された事件の審査結果について

報告させていただきます。

審査日は、令和6年9月18日、19日の2日間であります。出席委員は7名全員出席、議長からも出席いただきました。

付託された事件、黒岩揺光君に対する処分要求についての審査の概要を報告させていただきます。審査結果ですが、審査の結果、懲罰事犯の有無については、懲罰を科すべきではないと認めるであります。

理由としては、令和6年9月12日の本会議において侮辱を受けたとの発言は、議場内での議員同士のやり取りで起こった反射的なものであり、不適切発言であるが、侮辱発言とは認められないためであります。

審査の概要でございます。まず、提出者の牧野議員に出席いただき質疑が行われました。主なる質疑の内容といたしまして、本会議での弁明の中で侮辱の意思はなかったということによろしいか再度確認しますに対しまして、牧野議員は、侮辱の意思は全くありません。

自分がしゃべっているときに急に相手がしゃべってきたから、反射的に黙れと言ったのか、熟慮の上、言ったのかに対しまして、牧野議員は、突発的なことなので、瞬間的に何も考えず言っているかもしれません。

誰に発言したではなくて、議員として反省する点をお持ちなのかどうかに対しまして、牧野議員は、本当に私の黙れという言葉で、委員会、本会議、執行部、事務局にご迷惑をかけたと思っています。覚えていないのについては、侮辱だと思っています。

自分の質疑中と思うが、流れについて前段がなければ、その言葉は発しなかったかどうかに対しまして、牧野議員は、このような侮辱発言がなければ、黙れという言葉は使わなかったと思います。どんな状況であっても私は許されない発言と思います。どなったかどうかが大切だと思います。

牧野さんが感じる、黙れという言葉はどんなふうに使われていると思うかに対しまして、牧野議員は、私は普通の言葉と感じている。ただ、議長の許可、委員長の許可はもらって発言している最中に、黙れの発言は処分されてもしょうがないと思う。

処分要求を黒岩さんが出したから、牧野さんも出したかを確認しますに対しまして、牧野議員は、出てこなければ、出さなかったかもしれません。

次に、委員全員で音声及び映像の確認をいたしました。「覚えていないの」、「記憶が、記憶がないの」、「覚えていないらしいですよ」については、映像では確認できませんでしたが、ICレコーダーの音声は確かに確認できました。本人も発言については称賛すべき発言ではないとの話もあります。

次に、処分要求に対して討論に入り、5名が討論に参加いたしました。主な討論内容です。

黒岩議員からの訴えも懲罰を科すべきではないという結論になったわけで、その流れからしても科すべきではないと思う。

次に、普通の議場の中のやり取りで、ばかにしたような内容であります。懲罰までは当たらないと思う。

次に、科すべきではないと判断いたしました。2人が同じような場面であり、比べた場合どれだけ差があるかの思いもあります。黒岩さんのほうが侮辱的ではないかの意見もありまして、私も感じる場所がありますが、1つを該当して1つを該当させない証明はなかなかできない。

次に、科すべきではありませんが、発生源は黒岩氏であります。委員会の中での話が出た、相当注意をするところもあると思いますが、懲罰に対してはできないだろうと考えます。

最後ですが、牧野議員への処分要求に対しても言いましたが、私自身、気をつけなければならぬと思うことがあります。今回は処分までは至らないと思います。議長からそれなりに厳重注意を2人にしてもらい、我々に対しても注意を行って、議会が秩序を保ってきちんとやっていける対処を望みます。

以上が討論の内容でございます。討論を終わり、採決の結果、6名全員が懲罰事犯に該当しないことに決定いたしました。

以上であります。討論にありますけれども、私を含めて全議員が自戒を込めて不適切発言には注意し、議会の秩序を保つことが大切というふうに切に思ったところでございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、懲罰を科すべきものではないに反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、賛成者の発言を許します。

17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 議案に対して、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

このたびの件、非常に本人の顔を見ながらの発言があつて、黙れというような応酬になつたかと思ひますけれども、委員会の皆さんは映像を見ました。黙れというような言い方の発言だつたかと思ひますけれども、その前の知らないの、覚えていないのという発言のあつた中で、このたびは侮辱に当たらないという委員会の報告でありますけれども、やはり委員会の中でも、どういうことでこういう事件が起きたのかということも注視した中だつたというふうに思ひます。認識としてはそういうことだつたと認識しておりますので、ぜひ、皆様からは全会一致で可決していただいて、今後このようなことがないように皆さんも今後、気をつけていければいいと思ひます。皆さんの賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 次に、懲罰を科すべきものではないに反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本件に対する委員長の報告は、懲罰を科すべきものではないです。

黒岩揺光君に対する処分要求については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、黒岩揺光君に対する処分要求については、委員長の報告のとおり懲罰を科すべきものではないと決定いたしました。

○議 長 黒岩揺光君の入場を認めます。

〔黒岩揺光君入場〕

○議 長 ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市 長 それでは議長のお許しを受けまして、発言させていただきます。この後、行われる第 84 号議案、そして第 85 号議案に絡む、実は話であります。予定価格が 2,000 万円以上の動産の買入れにつきましては、地方自治法及び市条例の規定によりまして、議会の議決を必要としております。

小学校の教師用指導書の購入において、議決を得ずに契約し、また取得していたということが判明をしたものであります。この契約は既に予算執行されております。議会の議決を欠いておりまして、地方自治法及び市条例に違反した不適切な事務処理であったということから、このたび議会の追認の議決をお願いしたい。これはお願いをさせていただきます。追加提案をさせていただきたいと思っております。

議会の議決を得ることなく契約をし、予算執行をしたということについては、事務処理に当たり関係法令等の認識を欠いていたと言わざるを得ません。行政運営上あってはならないものでありまして、深くおわびを申し上げたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

今後は、職員の関係法令への意識強化、また適切な事務処理について徹底を図り、二度とこのようなことが起きないように取組を進めてまいります。監督をしてまいります。なお、今回の不適切な事務処理に関係した職員に対しては、9月13日付で文書と口頭になりますが、厳重注意をしました。

また、議会の議決を得ないままに、今回の事務処理が行われたことについては、行政運営を指揮監督する立場の市長として、責任の重さを痛感しているところであります。これは副市長、教育長も同様の考えであります。そのため、特別職の職員の給与の減額について、この議案もこのたび追加提案をさせていただきたいと考えております。

議案については、総務部長に説明させますので、何とぞご理解を賜りたくお願い申し上げます。

る次第であります。よろしく申し上げます。

○議長 日程第 10、第 84 号議案 財産の取得について（追認）、及び日程第 11、第 85 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、以上 2 議案を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 84 号議案 財産の取得について（追認）の提案理由をご説明させていただきます。

予定価格 2,000 万円以上の動産の買入れにつきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づく、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経て取得をすることとなっておりますが、このたび小学校の教師用指導書の購入について、2,000 万円以上の契約であったにもかかわらず、議会の議決を得ずに令和 6 年 4 月 1 日付で契約していることが判明いたしました。

この教師用指導書につきましては既に納品され、購入代金は事業者を支払われております。本来必要な議会の議決を欠いた事務処理であり、関係法令に違反していることから追認の議決をいただきたいものです。

小学校の教師用指導書の購入では、全国各地の自治体で同様の事例が発生しており、報道などでもしばしば取り上げられていたことから、市でも確認したところ、契約金額が 2,000 万円を超えているにもかかわらず、議会の議決を得ていないことが判明したものです。

教師用指導書の大規模な買入れは、新たな教科書採択が行われた年度に行われ、次の教科書採択による買換えまで使用されます。教科書は児童生徒に無償で配布されますが、教師用の指導書につきましては、全国教科書供給協会の教科書取次書店を通じて必要冊数を有償で購入しております。今回の教師用指導書については、従来の紙ベースの指導書に加え、多くの教科でデジタル教科書を同梱——セットです。セットとする仕様となったため、価格が大幅に上昇し契約額が 2,000 万円以上になったものです。

教科書採択は 4 年に一度、行われますが、これまでに教師用指導書の買入れが 2,000 万円を越えた契約はありませんでした。庁内のチェック機能が十分に働かなかったため、必要となる議会の議決を失念する結果となりました。大変申し訳ありませんでした。

今後は、職員の関係法令への意識強化と適切な事務処理について周知を図り、議会の議決を得る必要がある案件については、予算執行部署だけでなく財政課などにおいてもチェックする仕組みをより徹底させ、二度とこのようなことが起きないように努めてまいります。

それでは議案の 1 ページをご覧ください。追認をお願いする取得財産の表示は教師用指導書で、取得数は教師用指導書セット（デジタル教科書同梱）が 561 冊、教師用指導書が 554 冊、デジタル教科書のライセンスが 96 ライセンスです。取得の方法は随意契約、取得金額は 4,139 万 8,610 円、契約の相手方は市内の合資会社若狭屋書店で、市内で唯一、全国教科書供給協会の教科書取次書店となっている書店です。

3 ページをお願いいたします。物品購入契約書です。契約期日は令和 6 年 4 月 1 日、納入

期限は令和6年4月8日であります。

4ページから9ページは、契約書に添付する教師用指導書の明細でございます。字が小さくて大変申し訳ございません。

10ページは見積調書。市内で唯一の教科書取次書店である合資会社若狭屋書店1者を指名し、税抜価格3,763万5,100円で契約の相手方として決定いたしました。

11ページは契約相手方の概要で、過去3年間の納入実績では、毎年南魚沼市への納入実績があります。

12ページから19ページは仕様書です。

第84号議案の説明は以上となります。よろしくご審議の上、追認のご決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第85号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由は、先ほどの第84号議案に関しまして、冒頭に市長から発言があったとおりであります。内容は市長、副市長、教育長の10月分の給料について10分の1を減額して支給するというものです。

議案の3ページ、新旧対照表をご覧ください。改正案のとおり、条例の附則に9として、10月に支給する給料月額については、市長、副市長及び教育長のそれぞれの給料月額——これは条例第2条第1項で規定されまして、別表第1で一覧表となって給料月額が定められておりますが、それぞれの給料月額から100分の10を減じた額とする旨の1項を加えるものです。

1ページに戻り、附則でございますが、施行期日を令和6年10月1日としたいものです。

第85号議案の説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長** 2議案を一括して質疑を行います。

13番・佐藤剛君。

**○佐藤 剛君** ちょっと何点になるか、2点か3点になると思うのですけれども。まず、今回の件に類似した件、インターネットで調べましたら、今説明がありましたように全国いろいろなところで、多分デジタル教科書の関係もあると思うのですけれども、いっぱい出ています。だから仕方がないというわけではないのですけれども、これは十分気をつけてもらわなければならないし、今話がありましたように職員の指導みたいなものも必要だと思うのです。

ただ、私がちょっと心配しているのは、1点は、こういう事例は予算は通っているわけですから、気がつかないで、たまたまほかの自治体で出ていたので、それを見たらうちもだということになって、気がつかないで過ぎれば、気がつかないで終わってしまうのです。だからそこがちょっと私は怖いところがあるのですけれども、こんなことをこの場で聞くのはあまり適当ではないかもしれないけれども、過去にこういうことというのは——ありましたな

んて言われなくてもいいかもしれませんが、こういうことは、なかったのかというところをちょっと聞いてみたいのです。過ぎてしまえばもう分からなくなりますから。

もう一点、再発防止についてお話しがありました。職員の指導といいますか、そこら辺をきちんとする、もちろんそれはしてもらわなければならないのですけれども、私はそれもやはり限界がある。今会計システムがありますよね。予算化されているので、ポンポンとすれば多分、支出伝票は切れてしまうのです。これほど全国的に問題になっているのであれば会計システムの中に、こういうふうに議会議決が必要なのはチェックが出るとか、そういうふうになれば、職員の負担も軽減になるかと私は思うのですけれども、そういうところをちょっと考えられないかというふうに思います。

もう一点だけです。それで次の議案で、多分今回の責任の表し方なのかもしれませんが、減給の話がありました。私は先ほど言いましたように予算化されているので、ちょっと大ざっぱな言い方ですけども、市の財政に損害を与えているというわけではないですよ。ただ、法令違反であったり、議会との関係の中でどうしたものかということが問題になると思うので、私は個人的にはむしろこういう措置よりも、こういうことがあったということを私は議会の立場として公表してもらいたい。こういうふうな議会を通さなければならぬことを、議会を通さないでした事例がありましたというふうなことを、インターネットか何かで市民向けに公表してもらったほうが、議会の立場としてはよいのかと——これは個人的な思いです、次の 85 号議案に反対、賛成とかそういうのではなくて——と思いますので、公表をこれからどういうふうに考えているのかというところ、そこら辺、3点になったかもしれませんが、お願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、1点目のこういった事例が気がつかないでいると過ぎ去ってしまうので、過去にはなかったかということでございますが、このことが判明したのが先週のことなのですけれども、そこから緊急的に調査を実施しました。財産の買入れについては、文書の保存年限が5年間ですので、5年間に遡って見たら、こういった事例はございませんでした。

あと再発防止です。再発防止、システム化というお話もありましたけれども、再発防止につきましては、令和7年度の当初予算をこれから入力するような形になります。それこそシステムで入力するのですけれども、そういった時点から、これは物品の購入だといった意識をつけられるような周知の仕方を職員にしなが、再発防止に努めてまいりたいと思います。

また、後段のほうでいただいた、システムの中にそういったアラートを入れたほうがよいのではないかというのは、また情報管理のほうと具体的に話をさせていただきたいというふうに考えております。

○議 長 市長。

○市 長 3点目については、やはり私から話をしたほうがよいと思うので、私からさせていただきます。まずは、事務処理が適切でなかったということは、もう明らかなことでありまして、これはあってはなりません、今ほど1番、2番にもかかりますけれども、

再発防止についてはきちんとやっていきたいというふうに考えます。

そのようなことがあっても、ただ予算執行の——先ほど分かるようなシステムとかということもありますが、しかし、予算執行のどこかの段階でやはり組織として気がつく体制づくりをしていかなければならないというのは、これは当たり前のことであると思います。それが機能しなかったこと、これは組織のやはり長としての責を感じているところでもあります。

3点目の後半のほうに言われた公表するということは、まさにこれが公表ですから、考え方が違うかもしれません。市報等に載せるとかそういうことではなくて、私としてはいろいろなところでこの自分のことは、過去8年間の中でも何回かこういうことはあったのですけれども——陳謝をしなければいけなかったことはあった。恐らくは報道にもなると思います。それはもう、そういうことも含めてやはり公表、一番の公の場でやっているわけですので、それはご理解賜りたいと思います。

あえてほかのところでは何かやるか、それは私が言葉の中とかで入れていくかもしれませんが、もちろん議員でいらっしゃる佐藤さんとかは公表したわけですから、こういうことがあったのだということは皆さんそれぞれの活動の中でも言っていただいても、もちろん十分結構であります。それも含めて私の責でありますので、ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 小学校の教師用指導書でありますけれども、3月の当初予算の審議の中でもこの指導書については予算づけを行ったわけではありますが、この積算をしたときに、4,000万円を越えてくるというの出なかったということは、積算の仕方が——デジタル教科書を導入した場合の指導書の積算というのはこういうものだという事については、恐らく納入業者のほうからこういうふうになりますということがあったはずなのです。それにも気づかなかったということですか。

それと、当初予算では例年の紙ベースでやるとすると、2,000万円以下の少額で予算をつくったということになりますけれども、デジタル教科書の分については導入するというのは教育長は前から言っていたわけです。そうすると、これは3月の当初予算の見積りの時点で当然分かったことではなかったのかと思うのですけれども、そこら辺の事情をお聞かせ願ひたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 令和5年の当初予算の見積りの段階で気づくはずだということですが、まさに本当にそのとおりでして、そのときに気づくべきだったというところが、先ほどの再発防止のところでも出て、総務部長が申し上げたとおりであります。予算編成の段階からそういう高額なものは議決が必要かどうかという辺りを、本当に改めて今後、担当部局、財政部局等を含めてきちんととしていかなければいけないということでございます。予算編成の時点で気づくべきだったということに関しては、本当にそのとおりだと思ひて反省しております。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 恐らく当初予算にこれくらいの金額が載っていたかと思うのですが、やはり例年に比べて非常に高いということは、担当の職員も教育部の中ではそういうふうな情報は出ていたと思うのです。それが3月の当初予算の中で気づかなかったということは、気づかなかったでは済まされない問題です。世の中が変わっていくことに速やかに対応するという事は、それは職員にも求められているわけですから。

ここは同僚議員のほうからの再発防止ということについて、やるということでありましたが、やはり私からするとちょっとずさんな予算提案だったと思っていますけれども、それについての反省をもう一度お聞かせ願いたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 予算編成の段階で、今まで紙の教科書であったということ、あと教師用指導書を消耗品費で購入しているということ、あとは大体4年ペースで変わっていくというところで、そういう性質のものであったためだろうか、この議決が必要な動産の購入というところに考えが繋がらなかったのではないかと考えてはおりますが、本当に反省をするしかない、本当にそのときに気づくべきだったと思っています。何を弁明しても、これは皆様に申し訳ありませんと謝るしかないというふうに思っております。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 まず第84号議案、3点になるかと思えます。まず時系列を詳細にお願いします。いつ、何月何日にほかの報道を見て、こんなものがある、うちのこともチェックしてみようかと何月何日にやられて、チェックを始めて判明したのが何月何日で、それをまず教えてください。

2点目です。10ページを見れば、もう何の疑いもなく2,000万円を超えているではないですか。それを何で見過ごしたかの原因の説明がちょっと足りなかった。どう見てもこれは2,000万円を超えているではないですか。何か合わさってなったとかではないのではないですか。何で見落としたのか、5人ぐらい全員が判こを押していますけれども、その部分の説明をもうちょっとしてほしい。

3点目は、なぜ随意契約なのかというのをお願いします。

第85号議案に行きます。第85号議案は、100分の10、これをこういうふうに10分の1とした理由。これくらいかという、何かほかの自治体と比べたとか、どうやって決めたのか。これまでの過去三、四年間の職員の不祥事がいろいろあったと思うのですが、不同意わいせつの有罪判決もありました。後輩を殴って、蹴ってけがを負わせた方もいました。トイレの盗撮もありました。不法侵入で逮捕された方もいました。いろいろな不祥事があった中で、そのときは一度もこれはなかったですね。今回に限ってこれをやろうと思った理由を教えてください。

以上、4点になります。

○議 長 黒岩議員、3点目の質問については、執行部で答弁しております。

教育部長。

○教育部長 では、今回の不適切な事務処理に気づいた経緯であります。先ほど総務部長も先週と申し上げましたが、9月6日金曜日の夕方でございます。近隣の自治体から電話により、こちらに照会がありまして、今報道でこういうことが出ているのですが、南魚沼市の状況はどうですかということがありまして、そこでうちはどうなっているかと思って調査したところ、指導書については2,000万円を超えたということでもありますので、ここでもあれなのですが、子どもが報道を見て気づいたというよりも、ほかの自治体からの情報で私たちもその報道を知ったということでもあります。情報をこちらがキャッチできていなかったというところにも、またここも1つの反省点であります。

そして、それが9月6日の夕方から夜にかけてのことです。週が明けまして月曜日、財政課契約担当部局と協議して、これは早く議会に上程するべきだという打合せ等をいたしまして、10日にこの議案書の作成等を行って、11日に議案書を上げまして、12日に市長の決済を受けたというところが時系列であります。

2点目です。なぜ、多くの人間が見ているのに気づかなかったかということではありますが、これも本当に謝るしかないというところなのですが、いろいろな契約書が年度当初はいっぱい回ってきますが、そこで大量の書類の中で気づかなかったというのもありますし、今回の契約は先ほどもありましたが随意契約でありますので、担当課のいわゆる特命の随意契約であって、教育委員会担当課以外の職員の目に触れる機会が少なかったというところで、チェック機能が少なくなったかというところが反省点でもあります。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 随意契約をなぜしたかというのは、先ほども申し上げたとおりなのですが、市内に業者さんが1店しかないということと、これは値引きというものは存在しませんので、競争入札には適さないということでございます。

○議 長 市長。

○市 長 4点目のことにお答えします。まずは、100分の10というか10分の1の減給処分ということについては私のほうで判断をし、そしてほかの2人にも認めてもらったということでもあります。私の判断であります。これはいろいろなことを勘案した中であります。

そして、今ほど黒岩議員いろいろな——私は事件という言葉は使いたくないのですが、いろいろな事象のときはやらなかったけれども、という話ですよね。それとは全く違います。それはもう議場で何度も私は説明しておりますので、ここでは致しません。今回はこの議案は、このことについて私は責任を取る必要があると思ってやっていることでありますので、これはそういうふうには受け止めてもらうしかありません。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　ほかの自治体から電話が来るというのはあまり想像ができない。報道機関からとかなら分かるけれども、ほかの自治体から来るというのは、ほかの自治体の人が何で電話をしてきたのかというのはちょっと想像できなかったの、何で電話してきたのか教えてもらってよいですか。あと、これは全国的に8月ぐらいからありましたよね。8月ぐらいからあったのですけれども、8月ぐらいに報道が出る段階では、特にそれは見ていなかったということでもよろしいですか。

2点目のチェック機能ですが、教育部長の見解は分かりましたけれども、岡村教育長も判こを押されていますが、岡村教育長からもし一言あればお願いいたします。岡村教育長もこれを見られて判こを押したと思うのですけれども、何か弁明があつたらお願いいたします。

第85号議案ですけれども、これまで何度も説明している、それとは全然違うということなのですけれども、市長、何が違うのかもし理由があつたらお願いします。

○議　　長　　教育部長。

○教育部長　最初の1点目の近隣の自治体さんからの電話はなぜということですが、それは私もなぜ電話が来たか、その当人ではないのでちょっと分からないのですが、その電話をしてこられた自治体も同じような状況になったのか、なりそうだったのかというところの心配があつたので、うちに電話があつたものではないかというふうに捉えています。

○議　　長　　教育長。

○教　育　長　私もこの件につきましては、大変反省しているところでありますが、関係法令等の認識が不足していたところであります。改めておわびしたいと思います。

以上であります。

○議　　長　　市長。

○市　　長　　4点目のことについて、ではお答えします。先ほども申し上げたとおりであります。このたびはこの議案を見ていただければ分かるのですけれども、この財産取得について追認をしなければいけないということに陥った事務手続上のミス、これを全ての責任の一番頂点にいる私がきちんと責任を取ることが、職員のこれからの再発防止にもつながることになりますし、気持ちを引き締めるといふことにも表れになると思つてやっています。先ほどいろいろ話をされたこととの事象とは全く違つているというふうに私は思つておりますので、先ほどの答弁のとおりです。

以上です。

○議　　長　　1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　1点目、最後行きます。分かりました。関係法令に準じて――教育長の答弁です――関係法令に通して見落とししたことなののですけれども、システムの今後こうすればこういうのがなくなるだろうという、何か新しいチェックシステム、チェックの人数を増やすとか何かそういうシステム的なものは、今考えていることがあるかどうかお尋ねいたします。

2点目です。市長の給与の、今回はトップの私が責任を取ること、職員にそういう意識

を芽生えさせるという目的があると今おっしゃいましたけれども、これまでのいろいろな不祥事に関してはそういう意識は、そういう発想はなかったということによろしいか。最後それだけお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 財産の買入れにつきましては財務規則で決まっております、80万円以上の物品の買入れについては、本来であれば財政課の担当者が行うということになっております。ただ、今回は業者が1者しかなくて随意契約だったこと、そういったことがありまして、それを失念してしまっていたということでございますので、今後はそのルールを徹底して行っていくということに尽きると思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

〔何事かと叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 先ほどから繰り返して説明しております。やはり議員さんですから、議会のルールというのをきちんと守ってもらいたいと私は思っているのです。先ほどから言っているとおりの、この議案とは関係ない。そうしたら、話をどこまで進めたら、私はどこまで答えたらよいのですか。言われたことを全部答える必要は、私はふさわしくないと思っているから、先ほどからしませんと言っている。議長からもしもそのことについて促されれば私はしますが、質疑の中で黒岩さんから言われていることで、この件には受け得ません。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今ほど来、謝罪されていまして、今後気をつけていただきたいと思います。これは4月8日までに購入しているということで、市内の子供たちには早くこれが届いて教育に支障がないということはよかったと思うのです。その点について、金額の問題での不祥事だと思いますけれども——判こも見ていますけれども、子供の観点で早く導入してよかったかどうかだけお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 教師用ということでもありますけれども……（「ごめんなさい、教師用」の声あり）

教育長。

○教 育 長 このデジタル教科書の使用につきましては、新学期の最初の段階で子供たちに電子黒板を使ってデジタル教科書を活用した授業を行いたいという強い思いで、この教師用のデジタル教科書を活用したものであります。小学生の子供たちは、大変喜んで意欲的にデジタルを使った授業に参加しているというふうに受け止めております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 84 号議案 財産の取得について（追認）に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 84 号議案 財産の取得について（追認）について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

いろいろなミスが起きるのはしようがないと思っているのですけれども、私もいろいろ報道を見ましたけれども、何か合わさって見過ごしたとか、そういう何かがあるならまだ分かるのだけれども、今回はもう完全に見積りでも 3,700 万円となっていて消費税の影響もないし、これが 5 人体制で流れていってしまうのがちょっといまいち想像できないので、その原因の理由がもう少し何かあったらよいと思ったのですけれども、ちょっとそこが弱かったし、最初の説明でもう少しほしいですね。ただ、見落としたというだけではなくて、チェック機能を高めたいとかではなくて、これだとやはりほかにもあるのではないとか、議会議会って何なのかというふうになってしまうので、もう少し原因についてしっかり説明していただきたかったと思います、ということで反対の立場でした。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、第 84 号議案 財産の取得について（追認）について、賛成の立場で討論に参加したいと思います。

様々な説明があった中で、私はよくよく聞いていると、まさにヒューマンエラーの典型的なものであると思っていますし、そもそも人間そのものがミスを犯す生き物ですから、そういう意味でこれを許さないというのであれば、ミスを許すこと自体、許されない社会になってしまう。

ただ、これに関しては様々な説明を受けた中で、随意契約を結ぶ経緯であったり、1 者しかないといったところ、また価格に関しても固定であるというもの、価格に対する競争というものが発生しないということであったり、様々なことも含めて子供たちの教育に滞りがないようにしたいと思って、スピード感を持ってやろうといった意思は見えました。

一方で、ミスというところに関して言えば、これは本当に、まさにヒューマンエラーそのもの以外の何物でもないと思うので、今後、発生するといったことに対しても様々なチェックを今後行ってもらって、起こらないようにしてもらおうということの説明もありましたので、これに関しては追認したいというふうに思っていますので、賛成といたします。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 84 号議案 財産の取得について（追認）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 84 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 85 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 85 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

やはりトップとして、どういったことに対して責任を取るかという基準をはっきりさせておいたほうがよいと思っていて、その基準は物すごい大事で、今回それが見られなかった。自分の部下がトイレを盗撮したり、ほかの人の建物に勝手に入って何か取ったり、不同意わいせつ罪で有罪判決を受けたときは特にこれをしようと思わなかったのに、今回しようと思ったというのは、それは市長判断という理由だけ。

それとは違う今回の議案だというだけではなくて、しっかりこういう基準が私にはあってこういうことをしているのだというのがあって、初めて職員の人たちも規範意識とかというのは全体に芽生えていくのかと思うので、今までの不祥事案と比べたら、先ほど反対して申し訳ないのだけれども、私はこれはそこまでではない。誰かを痛めつけているわけでもない、危害を加えているわけでもない、誰かの人生を壊しているわけでもない、私はこれで減額ならほかのところでも減額すべきだったと思うので、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3 番・大平剛君。

○大平 剛君 それでは、原案、第 85 号議案に賛成の立場で討論に参加いたします。

地方自治法に定められていた財務規則及び南魚沼市の財務規則を破ったということで、地方自治法というのは地方自治体によって立つ法律であり、これを破るとははっきり言わせてもらえば言語道断であります。

また、財務規則は自らこの市の根幹になるものであり、それを破ったことはやはりかなり重いものだと思います。そうなれば当然、責任者が処罰されるのは私は当然のことだと思います。私は本当に今回怒っているのですが、反省の弁も見えましたし、改善点もこうすればよいという話も出ました。やはり皆さんはそこら辺をきちんと、行政執行部の皆様はきちんと肝に銘じて、改善もしくは今後の再発防止に努めていただきたいと思います。その意味を込めて賛成いたします。どうか皆様の賛同をよろしく願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 85 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 85 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、発議第 4 号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

16 番・提出者。

○鈴木 一君 発議第 4 号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について、地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、新潟県知事に対し、別紙意見書を提出するものであります。

提出理由であります。午前中の本会議におきまして、陳情第 4 号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情が、全会一致で採択されたことを受けての発議であります。

以上で、説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 4 号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、発議第5号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11番・提出者。

○塩川裕紀君 それでは、発議第5号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

南魚沼市議会委員会条例の一部改正につきましては、発議第5号のとおりです。ゆきぐに大和病院の診療所化に伴い、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例が改正されておりますので、それに倣い関係する箇所を改正するものです。

5ページの資料をご覧ください。下線部にありますように、ゆきぐに大和病院及び南魚沼市民病院を、南魚沼市民病院及び大和地域包括医療センターに改正するものです。

3ページに戻り、附則におきまして、この条例は令和6年11月1日から施行するものであります。なお、今発議は議会運営委員会において全会一致で発議することとなりましたので、ご報告申し上げます。

以上で、説明を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第5号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第167条の規定により、お手元に配付しまし

た内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定しました。

○議 長 日程第 15、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

○議 長 令和 6 年 9 月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

〔午後 2 時 46 分〕